

○山田委員長

ただいまから昨日に引き続き決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は18名です。この委員会は成立しました。

本日は議案第8号、議案第12号、議案第13号を議題とし、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。

質疑は議事運営の能率を図る上から、決算書または主要施策の成果の説明書のページ数を明示した上で、内容を明解にし、一般質問にならないよう、決算書の内容に沿って質問されますよう、お願いいたします。また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して、赤に点灯してから発言してください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。よろしくお願いいたします。

宮澤防災課長より発言を求められていますので、これを許します。

○宮澤防災課長

昨日、林委員の方からご質問いただきました八街市の消防団員の募集の関係で、先日答弁いたしませんでしたので、お答えいたします。

ただいまの消防団員の募集につきましては18歳以上ということで、特に、以前は50歳という定年があったんですけれども、現在はありませんので、18歳以上ということで募集をかけております。

なお、参考に、現在の消防団員の年齢構成ですが、50歳から59歳が39名、60歳から69歳が34名、70歳以上が14名となっております。

続きまして、木内委員の方からご質問のありました防災行政無線のフリーダイヤルサービスの通信料ですが、令和元年度につきましては46万6千475円、ちなみに平成30年度につきましては17万2千287円でございます。

9月、10月は台風の時期なんですけど、9月分の請求につきましては平成30年度の1万2千652円に対しまして、令和元年度は15万2千442円、10月分につきましては平成30年度が1万1千814円だったのに対しまして令和元年度は14万1千170円となっております。

以上です。

○山田委員長

最初に、議案第8号、歳出4款衛生費の内1項5目、6目及び2項の審査を行います。

経済建設常任委員1人あたり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行いますので、よろしくお願いいたします。残時間はモニターに表示します。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○角委員

それでは、決算書143ページ、成果の資料が165ページ、狂犬病予防対策費なんですけれども、ちょっと確認なんですけど。

狂犬病の予防注射を受けているか、受けていないか、個別ですね、どの犬がという、そこまで分かるようなシステムになっているのかどうかをちょっと確認させてください。

**○塚本環境課長**

狂犬病の予防接種を受けているか、受けていないかというご質問ですけれども、こちらの端末のシステム上、それははっきり分かるようになっております。

**○角委員**

では、今年はこの子は受けていないなというのが分かるようになってきているということですね。

**○塚本環境課長**

今年の分も過去の分も分かるようになっております。

**○角委員**

では、すみません、もう一つ確認です。

受けていないというのが分かった時点で何か、その家庭というか、飼い主に対して、受けてくださいよというアピール的なものをしているのかどうか。

**○塚本環境課長**

平成30年時におきましては各家庭に手紙で通知しております。令和元年度に関しては特別、何もやっていないような状況であります。

**○角委員**

では、平成30年度にやったときに、何か変化というか、効果はあったのでしょうか。

**○塚本環境課長**

犬が死亡した方がいらっしゃるんですけれども、そういう届出、注射じゃないんですけれども、届出を行って、登録件数から引くことができました。

**○角委員**

では、今後、令和元年度はやらなくても、今後またやる予定はあるのか。

**○塚本環境課長**

令和2年度におきましては、また手紙等で催促するような形を取りたいと思っています。

**○角委員**

分かりました。効果があるということですので、今後も定期的にやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、すみません、決算書145ページ、成果の資料が166ページ、不法投棄監視対策費なんですけれども。

廃棄物の内容と場所的には毎年、大体同じところなのか、それとも場所が変わって捨てられているのかというところの確認をさせてください。

**○塚本環境課長**

不法投棄監視対策費ですけれども、市内を20か所に分けまして、監視員の方に監視してもらっておりますが、捨てられている場所はその年によってまちまちとなっております。

ちなみに、捨てられているものなんですけれども、令和元年度におきましては産業廃棄物が4件、

一般廃棄物が12件ということになっております。

**○角委員**

具体的にどんなものなのか、分かれば教えてください。

**○塚本環境課長**

産業廃棄物に関しましてはタイヤが主なものになっています。

一般廃棄物はいろいろありますけれども、テレビやパイプ椅子、あとアルミ缶、ペットボトル、一般ごみみたいな。自転車等もあります。

**○角委員**

分かりました。

次の質問なのですが、決算書145ページ、成果の資料167ページ、水質対策事業費なんですけれども。

河川の水質検査業務で予算に対して決算が増えていて、地下水水質調査業務が逆に今度は減っている。この辺がなぜなのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

**○塚本環境課長**

こちらは2件とも入札を行ってしまして、入札による差額になっております。

**○角委員**

ありがとうございました。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小澤委員**

何点か、確認させてください。

同じく、今の決算書145ページ、成果の説明書の167ページの水質対策事業費ですが。

河川の水質汚濁、また地下水の汚染等の検査の結果についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○塚本環境課長**

まず、河川の方ですけれども、市内の作田川、高崎川、鹿島川を検査しています。令和元年度におきまして、基準値を超えたところはありませんが、前年度より悪化したところは、文違地区で1か所が悪化しております。

あと、地下水の水質検査におきましては、令和元年度は南部の60か所を調査した結果、30か所で基準値を超えた場所がありました。

以上です。

**○小澤委員**

ありがとうございます。

河川では文違地区が、また井戸水では30か所ということで、例えば河川の水質汚濁に対して、文違地区で基準値が上がっていることに対する対応とか対策というのは何か取られるのでしょうか。

**○塚本環境課長**

水質汚濁の主だった原因としましては、家庭からの排水によるものがあると思われまので、単独浄化槽などを設置している方には合併浄化槽などの推進をしていきたいと思っております。

**○小澤委員**

ありがとうございます。

それと、決算書の147ページ、成果の説明書が170ページ、雑草刈取事業費ですけれども。

空き地等の管理をするということで5万8千円、決算としては4万円の計上がされていますが、受託件数が1件ということですが、管理の対象となる土地と申しますか、どういった土地に制度が適用されて、また今後これは増やしていけるというか、拡大していくという方向性があるのかどうか、お伺いいたします。

**○塚本環境課長**

雑草の刈取りの受託ですけれども、場所としましては四区となります。毎年、同じ方がこちらに依頼してくるんですけれども、条例上、市に委託できるということになっておりますので、ほかからもあれば対応していきたいと思っておりますが、現状では増えることはあまりないと考えております。

**○小澤委員**

こういったことに市が対応するということは、あまり市民には告知していないですかね。増えない方がいいのか、この事業は活性化させてどんどん増やしていった方がいいのか、どうでしょうか、すみません。

**○塚本環境課長**

条例上は市に委託できることになってはいますが、こちらにいっぱい委託されますと、限度がありますので、こちらとしては触れたくないような状況ではあります。

**○小澤委員**

ありがとうございます。そういったことがお願いできるということを頭の片隅に置いておきつつ、自分でできることは自分でするというところで案内を進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

取りあえず以上です。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小川委員**

数点、質問させていただきます。

まず、不法投棄監視対策費ですね。

**○山田委員長**

ページ数をお願いします。

**○小川委員**

失礼しました。決算書145ページ、説明書166ページですね。不法投棄監視対策費でござ

ございます。

こちらは監視員制度による監視ということになっておりますが、具体的に説明をお願いしますか。

#### ○塚本環境課長

こちらは先ほど言いましたように市内を20の地域に分けて、20人の監視員に委嘱しております。監視員の具体的なあれはないんですけど、できる時間の範囲内で地域をパトロールしていただいて、不法投棄等を発見したら報告書等を、またこちらに連絡等をしていただくという制度になっています。

#### ○小川委員

そうしますと、20人の方が単独で、田舎ですから軽トラもしくは乗用車とか徒歩でパトロールをするような形になっているんですか。そのときには、身分証明とか、何かチョッキを着るですとか、パトロールなんかですと、どのようになっているのか、教えていただけますか。

#### ○塚本環境課長

話を聞いた中では、複数で回られている方もいらっしゃいます。委嘱された方、皆さんに腕章を渡していますので、それを付けて回っていただくようお願いしております。

#### ○小川委員

ありがとうございました。

先ほど質問があったんですけども、水質対策事業費の中で、水質検査の結果でどのような有害物質があるのか、またそれは人体的にどういう影響があるのか、その辺の詳細が分かれば教えていただきたいのですが。

#### ○塚本環境課長

先ほど30本、水質超過しているところがありましたけれども、主だったものとしては硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が13か所出ております。これらに関しましては飲用指導をしているということで進めております。

#### ○小川委員

これからも市民の皆様には安心な水を提供していただけるように、ご尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、決算書145ページ、説明書168ページですね、公害対策諸費でございますが、前年度の2倍以上の予算、決算額でございます。

市内のどこの道路で、何か所ぐらい、自動車騒音の監視をされているのか。また、どの辺の場所で一番騒音が公害になっているのかということの説明をお願いいたします。

#### ○塚本環境課長

令和元年度におきまして、自動車騒音監視業務ですけれども、場所としましては県道千葉八街横芝線の八街いの地先ですね。もう一か所は、県道八街三里塚線の朝日地先。もう一か所が県道八日市場八街線の八街いの地先になっております。これを1回ずつ、検査しております。基準としましては、昼間が70デシベル、夜間が65デシベルとなっておりますけれど

も、今回の検査におきましては3か所とも全てその数値内に収まっております。

#### ○小川委員

どうもありがとうございました。これからも公害対策に対しましてご尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、決算書の149ページ、説明書の174ページですか、清掃総務費ですね。前年度から170パーセント増の決算額でございますが。

清掃総務費の中に八街市循環型社会形成推進地域計画がございますが、この説明で概ね分かるんですけども、また補足というか、詳細な説明をできれば、クリーンセンター所長、よろしくお願ひしたいんですが。

#### ○土屋クリーン推進課長

それでは、循環型社会形成推進地域計画策定業務について、ご説明させていただきます。

この業務は本市における一般廃棄物の3R、要するにリデュース、リユース、リサイクルということを総合的に推進するために、ごみの減量等の具体的な目標を設定し、目標を達成するための施策や廃棄物処理施設の整備の方向性等を定めることを目的に、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間、目標年度を令和7年度とする循環型社会形成地域計画を策定いたしました。これはごみ焼却施設の基幹的整備事業を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするための条件でもあり、これにより令和2年度にごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務及び焼却施設基幹的整備改良工事発注支援業務を行った後に、令和3年度から令和5年度の継続事業として、ごみ焼却施設基幹的整備改良工事を計画するものでございます。

主な目標は施策の中に書いてあるとおりでございますので、しっかり目標に向かって我々はごみの減量等に取り組んでいくということになります。

#### ○小川委員

ありがとうございます。

昨年の台風時にクリーンセンターは、黒崎経済環境部長以下、所長、大変評価が高く、分別収集等をされて頑張られていたと思うので、私たちもすごく心強く感じているところです。八街市のクリーンセンターはなくてはならないものでございますので、しっかりとこういった計画を進めていただきまして、こういった業務を遂行していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○桜田委員

それでは決算書は143ページ、説明書162ページの家庭用小型合併槽の件ですが。

一応、予算の範囲内ということになっておりますけれども、単独あるいは汲み取りからの転換、実績がどのくらいあったのか、分かりますか。

#### ○塚本環境課長

単独槽、汲み取り槽からの転換ということですが、令和元年度におきまして単独槽か

らの転換が15基、汲み取り槽からの転換が5基となっております。

○桜田委員

具体的に5人用、6・7人用とありますけれども、その辺は分かりますか。

○塚本環境課長

単独槽におきましては、5人槽が13基、6・7人槽が2基となっております。汲み取り槽は、5人槽が4基、6・7人槽が1基ということになっております。

○桜田委員

希望者全員が対象になったということで理解していいですか。

○塚本環境課長

申請者の方を全員、補助金を交付する対象としております。

○桜田委員

次に、決算書145ページ、説明書166ページ、不法投棄監視対策費なんですが。

前年度より5日間、監視日を伸ばしたと思うんですが、伸ばしたことによる成果というものは見られるんですか。

○塚本環境課長

特に数値ではありませんけれども、定期的に回る箇所を増やしたことで不法投棄を防ぐことができたのではないかと考えております。

○桜田委員

分かりました。

次に、水質対策費、同じページでございますけれども。説明書は167ページに変わりますけれども。

先ほどから委員の質問がありますけれども、有害物質が検出されたら、個人でやった場合は6件ですか、報告されていますけれども、有害物質の内容によっては要因も原因も分かるのではないかなと私は思うのですけれども、その辺についてはどのようになっているか、分かりますか。

○塚本環境課長

例えば一番多く検出されている硝酸態窒素、亜硝酸態窒素におきましては、窒素肥料や生活排水などが地下水に浸透していった結果と思われます。また、ほかに検出されている大腸菌などは人や動物の糞便から地下に浸透して行って、そういうものが検出されることとなっております。

○桜田委員

所管外かもしれませんが、大東区コミュニティセンターの隣に水道施設がありますけれども、そこからヒ素が検出されておりますけれども、令和元年度はどのようになっているか、その辺については把握しておりませんか。

○塚本環境課長

大東区についてはちょっと把握しておりませんが、ヒ素が検出されたところは1か所あります。

○桜田委員

次に、決算書147ページ、説明書171ページ、住宅用太陽光発電なんです。

予算額が238万円に対して決算額が64万円になっていますけれども、昨日の歳入、前回の質疑の中でも若干ありましたけれども、この要因はどのようになっていますか。

○塚本環境課長

住宅用太陽光発電設備の補助金に関しましては、平成23年度から開始しまして、平成25年度の86件の交付を最高に、年々交付件数が減少しておりました。そのようなところに、平成29年度に県の要綱が改正され、新築住宅時に太陽光発電設備を設置する方は対象外となりました。市の補助金は県の補助金を受けて交付しているもので、市も同様の対応をしたことが要因の1つと思われまます。また、年々、売電額が下がってきていることも交付件数減少の要因の1つと思っております。

○桜田委員

制度改正ということがありましたけれども、平成29年度、30年度、令和元年度ですか、やはり利用者がいないとどんどん予算が削られていくと思うのですが、来年度に向けてはどのような考えをお持ちですか。

○塚本環境課長

来年度におきましては、令和2年度から始まっていますけれども、太陽光のほかに蓄電池やエネファームとかの補助金もありますので、それらを組み合わせて予算を確保していきたいと思っております。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○角委員

すみません。1つ確認なんですけれども。

決算書145ページ、成果の説明書168ページの公害対策諸費なんです。

予算の中で報酬が、たしか環境審議会委員報酬がここ数年、結果的になかった形になっているんですけれども、環境審議会委員の中身というか、ちょっと詳しく知りたいのと、どういうときに委員が発生するのかというのを教えていただければと思います。

○山田委員長

答弁はすぐ出ますか。

○塚本環境課長

環境審議会につきましては環境に関する問題があったときに開催するということになりますので、ここ数年ちょっとそういうことがなかったので、開催しておりません。

委員に関しては今資料がないので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○角委員

すみません。環境に対する問題とは、例えばどんな具合の問題なんです。

○塚本環境課長

ちょっとこの先にあると考えておりますのは、環境基本計画をつくらうと思っておりますので、

それについて開催して、委員の意見を聞くということもありますし、以前たしか、ごみ収集に関して、ちょっと記憶が曖昧なのであれなんですけど、開いた経緯があったと思われます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○桜田委員

決算書151ページ、説明書180ページ、廃棄物減量化促進事業でございますけれども。

家庭用のごみ減量機に対して補助金を出していますけれども、現在、日本で518団体がやっています。その中で八街の事業は46位、上位の方に入っているんですね。そういうふうに評価されているんですけども、現状を見ますと決算額が大分少ないので、いわゆる利用者がいないということなんでしょうけれども、利用者がいないと当然、来年度以降の予算も削られていくと思うんですが、その辺はどのような要因が考えられますか。

#### ○土屋クリーン推進課長

生ごみ処理機の補助金ということですけども、これについては桜田委員のおっしゃるとおり、我々の周知が悪いのかどうか、またもう一度、精査する必要があると思います。ただ、令和元年度につきましては台風の影響があり、その期間、大分、市民の方々もそれどころではないということもあったので、減ってはいます。

今年度もしっかりと広報なり、また様々な媒体を利用させていただいて、ごみの減量化、特に今は食品ロスを減らしていこうというお話が国的にもございますので、その辺もリンクさせながら、生ごみを減らしていく運動をもっと広範囲に行っていく必要があるというふうに考えております。

#### ○桜田委員

すばらしい制度であっても利用されなければやっぱり意味がありませんので、広報活動も含めて取り組んでいただきたいなと思います。

次に、決算書153ページ、説明書で181ページなんですけど。

八街は、し尿の持込み等は組合の中で多いと思うんですが、どのぐらい八街は持込んでおられるのか、実績でお願いします。

#### ○塚本環境課長

印旛衛生施設管理組合における、し尿の持込みということですけども、令和元年度におきましては1万5千987.95キロリットルであります。ほかの市町、佐倉市や四街道市、八街市、富里市とありますけれども、割合としましては八街市が38.9パーセントを占めております。

#### ○桜田委員

持込みの際、例えば1キロリットルあたり家庭が支払う金額、また業者が支払う金額、そうした細かいことは分かりますか。

#### ○塚本環境課長

申し訳ありません。その辺は今ちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

**○角委員**

すみません。決算書151ページ、成果の資料が180ページ、廃棄物減量化促進事業費ですけれども。

先ほど生ごみ処理容器とか電気式生ごみ処理機、その家庭で1回きりですよ、たしか。今まで、始まってから累計でどのぐらいのあれがあるのか、ちょっと分かりますか。

**○土屋クリーン推進課長**

すみません。一旦、制度としては打切りになった制度でございまして、平成28年度から復活させました。今持っている資料の中では平成28年度以降の累計になりますけれども、それによろしいですか。

それにつきましては、まずコンポストにつきましては43基、31名。そして電気式処理機につきましては18基、18名の方に利用していただいております。

**○角委員**

一旦制度がなくなると。前は何年間ぐらい、これをやっていたんですか。相当昔ですよ。

**○土屋クリーン推進課長**

恐らく平成25年度でなくなって、平成28年度に復活したというふうな記憶がありますので、2、3年程度、なかった時代があったということです。

**○角委員**

平成25年になくなった前というのは、どのぐらいやっていたのか。

**○土屋クリーン推進課長**

すみません。実は所管が変わってまして、以前は環境課でやっていたもので、平成26年度に一般廃棄物が私どもの方に来まして、そこから私どもで復活させたので、私どもの資料の中にはちょっとないのです。後で調べればあろうかと思われましても、必要であれば調べますが。

**○角委員**

単純に思ったのですけれども、その家庭で1回きりということは、もう行き渡ってしまったのかなと、単純にそう思ったのです。

電気式生ごみ処理機とか、生ごみ処理容器とか、やっぱり使える年数は決まっていると思うんですよ。その辺は。

**○土屋クリーン推進課長**

1回きりというのは使えるうちというふうに捉えていますので、過去において、その人が本当に申請したかどうかまでは調べておりません。ですので、機械ものですし、あるいはコンポストにしても劣化しますから、当然、買換えという形がございまして、その辺は考慮させていただいているつもりでございまして、あえて、10年前にこの人は補助金をもらったからというところまで厳密にはやっておきませんので、消耗品ですからいつかは壊れますので、そのときにはまた申請してこられる方がいらっしゃると思いますから、それはそれで対応していきたいと思っています。

また、それに付随して、需要が少なくなったのかどうかという問題もございます。ただ、それについては、生ごみ処理のやり方はいろいろございますので、キエーロというのを以前に議会の中でお話しさせていただきましたが、キエーロのような、そういう容器を使わないでも家庭に庭さえあれば黒土で生ごみが消えていくという、そういうものもございます。様々なやり方で、それぞれの人に合ったやり方の1つとして、こういう補助制度を作りながらやっていくということですので、これからもこれについては続けていきたい、そのように思っています。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を行います。委員外委員の質疑時間は常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。なお、残時間は呼び鈴でお知らせいたします。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

**○栗林委員**

恐れ入ります。1点、お聞きしたいと思います。

決算書147ページ、説明書の170ページの雑草刈取事業費の件です。

先ほど内容の方は課長の方からお話しただいて確認は取れたんですが、実際に空き地が増えていると思うんですけれども、多分、住民の方からの苦情等も多いかと思うんですけれども、そういう所有者の方に対して通知等はしていただいているようなんですが、結局、所有者の方が草刈りとかをできない状況が続いているときには、市の方から何年も通知を出して、されていないんですけれども、市の方で自宅というか、ほかに依頼することが、草刈りができるようになっておりますという形を重ねてお知らせされているのかを、ちょっと確認させていただきたいと思います。

**○塚本環境課長**

空き地の草刈りについては、確かに毎年、件数が増えているような状況でございます。中には何年も放置されているような方もいらっしゃいます。その方に対して、毎年、こちらとしては苦情があれば、その方にご連絡するという形を取っておりますが、それに対して、やって下さらない方に、特に毎年同じような文書を発信しているような状況で、あとは草刈業者のリストも入れていますので、もしご自身でできない場合はそちらの方へお願いしたいという事は手紙で連絡させていただいております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小向委員**

決算書149ページ、説明書が175ページですけれども、クリーンセンター周辺地区対策

費について、お伺いいたします。

19番の負担金補助及び交付金ということで、クリーンセンター周辺地区振興補助金とあります。これは迷惑施設として周辺対策の振興費ということですが、範囲と、どのぐらいの世帯が対象になるのか、お教えいただけないでしょうか。

#### ○土屋クリーン推進課長

地域振興費の補助金につきましては、建設当初あるいは処分場ができた当初からの住民が対象になっております。まず1つは、用草区全体が対象になっております、用草区は処分場の地先が用草区になりますので。それと、もう一つは神田地区、夕日丘区の中に一部、神田地区というのがございまして、そこにいる農家の方々が対象になっております。今は抜けた方もいらっしゃるんですけども、16世帯の方が対象となっております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○新見委員

決算書147ページ、説明書171ページ、発電システムを設置された方に補助となっておりますが、今は太陽光からバッテリーに蓄電するというシステムがありますが、それも含めての金額でしょうか。

#### ○塚本環境課長

令和元年度におきましては、太陽光発電システムだけですので、蓄電池は補助金対象にはなっておりません。

#### ○新見委員

昨年の停電等々では通電しなかった地域が多かったので、太陽光の蓄電池は必要だと思いますが、これからはそれも含めていただければと思います。

#### ○山田委員長

今のは質問ですか。意見ということでよろしいでしょうか。

#### ○塚本環境課長

令和2年度から蓄電池も対象になっておりますので、今後ともそれは続けていきたいと思っております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○小菅委員

1点お伺いいたします。

不法投棄監視対策費ということで、決算書145ページ、成果の説明書が166ページですね。

説明書の中に不法投棄パトロールで産業廃棄物1件を発見したということですが、対応はどうされたのか、お伺いいたします。

#### ○塚本環境課長

これは委託業者のパトロールによる産業廃棄物の発見で、この1件に関しては市役所の方で

対応し、片付けたということになっています。

○小菅委員

分かりました。

数年ほど前に、こちらから409号線を北上しまして朝陽小学校を右に曲がったところに残土が堆積して、数メートルに積み上がってしまっている状況がありました。その後の対応、現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○塚本環境課長

住野地先の残土につきましては、現有者に対し、片付けるように指導しております。しかしながら、今現在、片付くようなことには至っておりませんが、この前、現有者が見通しが悪いということで草刈りもしてくれたので、片付けるように、さらに現有者の方に話を進めていきたいと思っております。

○小菅委員

この件については、県の方には指導とか何かを頼むことはできないのでしょうか。

○塚本環境課長

残土に関しては市で条例を持っていますので、県に協力を仰ぐことはあると思いますけれども、しっかりと市で対応していきたいと思っております。

○小菅委員

引き続きよろしくお伺いいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

決算書143ページ、説明書162ページをお願いします。家庭用小型合併処理浄化槽の設置事業費について、伺います。

この間、毎年度の予算の中では、平成29年度予算が最も多かったんですけども、決算額は最も少ない状況でした。平成30年度、令和元年度は決算額が増加しておりますが、増加理由をどう見ているのか、お伺いします。

○塚本環境課長

令和元年度における決算額の増額の理由ということですが、まず補助基数が増えたことが要因の1つであります。平成30年度は単独槽からの転換、汲み取り槽からの転換で合計14基に対し、令和元年度は20基と増えております。

また、もう一つの要因としましては、令和元年度に補助金の限度額が増えたことです。例えば高度処理型5人槽に単独槽から転換した場合、平成30年度は72万4千円が限度額でしたが、令和元年度は92万4千円が限度額となっております。

以上のことから、決算額が増えております。

○京増委員

補助額が増えたということで転換が進んだということですが、経済が少しでも楽になれば増えるんだということが見て取れます。

次にお聞きしますのは、単独浄化槽、そして汲み取り便槽はそれぞれあと何基が残っているのか、お伺いします。

**○塚本環境課長**

単独槽、汲み取り槽の残りの基数ということですけど、申し訳ありません、ちょっと環境課では数値を把握しておりません。申し訳ありません。

**○京増委員**

把握できない状況なのかなとは思いますが、法律が変わって転換が努力義務になっているというふうに、ここにも書かれているんですけども、私が何基残っているかをお聞きしましたのは、今、国の方が環境悪化の状況を憂慮して、早くやりなさいよとか、そのような方針になったら、もしも、八街市の方にはたくさん残っていると書いてありますので、本当に苦しい状況になるかと思ってお聞きしました。

国の方向なんですけど、設置努力義務が課せられている中で、転換完了の時期が義務付けられるような可能性はあるのかどうか、このことをお伺いします。

**○塚本環境課長**

設置完了の期間ということによろしいですか。

**○京増委員**

例えば何年までに完了しなさいとか、それまで補助を出しますよとか、そういう義務が課せられる可能性があるのかどうか、期間が設けられる可能性があるのかどうか、伺います。

**○塚本環境課長**

先ほどの質問に対するお答えですけども、そういう期間が課せられるという話は私は聞いておりません。

**○京増委員**

今聞いていないだけであって、もしかしたら環境がすごく悪化している、水質も住環境もすごく悪化してきたんだから早くしなさいという可能性だってあるわけですから、ぜひ国の動向を見ながら、八街市の設置台数、転換台数を増やしていかなければならないんじゃないかと思うんです。

令和元年度は補助額が増えたことによって転換も進んだということですから、国の補助額がこれからも増えていけば早い転換になりますので、ぜひ補助額を増やすようにということを今後も努力していただきたいんですけど、市長、この点についてはお願い、市長会などではどうなっているのか、お伺いします。

**○北村市長**

市長会では、浄化槽等々の整備に関する支援ということで、国の財政措置を拡充するという事で決議しております。

**○京増委員**

本当に環境を維持するためにもぜひ努力していただきたいと思います。

次に、決算書151ページ、説明書177ページ、ごみ収集処理事業費について、お伺いします。

瓶のリサイクルについて、お伺いしますが、瓶について、421トンから415トンにするということなんです、これは瓶の収集をここまで減らすということですよ。

**○土屋クリーン推進課長**

ここに書いてあることにつきましては、目標ではなくて実績としてガラスリソーシングという業者に対して出している、そこで再生していただいているという実績でございます。

**○京増委員**

瓶の再生、リサイクルについては見学したことがあるんですけども、例えば今は本当にいろいろな瓶があって、色がついている瓶、茶色とか緑とか青とか、そういうものを別々に熱で溶かしてやっている、そういうリサイクルだったんですが、今はどのようなリサイクルになっているのか、お伺いします。

**○土屋クリーン推進課長**

瓶のリサイクルの仕方については様々なやり方があると思いますが、私どもが今出している再生業者につきましては、色は関係なく、そしてこちらから運んだ瓶について、破碎して、道路の路盤材とか、そういうものに。よくグラウンドにある緑色の砂のような、八街中学校などに使われていますけど、そういうものに再生利用している業者に出しております。

**○京増委員**

結局、元の瓶の形をそのまま残して、消毒などをして使うのではなくて、ほかのものに変えていくと。そのためにはかなりエネルギーを使う、そういうことが考えられると思うんですが、そうでしょうか。

**○土屋クリーン推進課長**

当然、元の形を変えるわけですから、それなりのエネルギーは使うと認識しております。

**○京増委員**

本当にリサイクルをどうするかということは、いかにエネルギーを、リサイクルのためのエネルギーを使わないようにする、それが地球温暖化の防止にもつながると思うんですね。ですから、リサイクルの方法については、エネルギーをいかに使わないか、そういうところでもこれから研究していく必要がある。昔のように、瓶をそのまま何とか使うとか、そういう方法があると思うんですが、そういう点についての方法について、考えていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

**○土屋クリーン推進課長**

リサイクルにつきまして、京増委員のおっしゃっているのはリユースという形で、もう一度使うというやり方もあるのではないかとことだと思えます。もちろん、そういうやり方も一部では行っておりますけれども、今の日本の体制の中では、そういうやり方は少なくなってきたというのが現実です。

その中で、瓶もそうですけれども、プラスチックに関しても、日本の環境省の方からプラスチックの再生をなさいということで、日本中の自治体に対していろんな形で話が来ておりますけれども、これもやっぱりエネルギーを使う。

そういう形で、これについては我々というよりも日本国という単位の中で今後、要するに自

治体の負担も増えてくるわけですので、それをどうしていくかということ、方向性を示していただく必要があるかなというふうに思っておりますが、我々は我々として様々な工夫をしながら、できるだけエネルギーも、CO<sub>2</sub>も出さないような方策は考えていきたいと思っておりますけれども、なかなか難しい課題であると捉えております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○小高委員

151ページ、委託料が数点ございます、クリーンセンターの中で。

ちょっと見つからない項目をお伺いするわけですが、搬入したとき、受付の前に、市内在住の方かどうか、免許証等で確認するじゃないですか。それをする方が、以前はシルバーセンターからの派遣だったような気がするんですけど、今回、その項目の金額等が見つけれないので、どこに含まれているのか、お伺いいたします。

#### ○土屋クリーン推進課長

受付業務についてですけれども、受付業務は個別で委託しておりません。クリーンセンター運転管理業務ということで、工場の運転、受付業務、それと今の免許証を確認する業務、焼却の燃えるごみを受け取る業務、最終処分場の方で不燃物を受け取る業務、この業務がございまして、約40名近くで業務を回しているわけですけれども、一括で委託しております。

なおかつ、5年の債務負担行為を組んでおりますので、毎年契約するわけではなくて、5年間の債務負担行為を組みながらやっているわけですけれど、年間にいたしますと約2億1千万円のお金の中で管理業務として支出しております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○山口委員

若干質問させていただきます。

決算書149ページの清掃総務費の中でお伺いしますが。

八街市循環型社会形成推進地域計画を立てられた中で、昨年度は台風がありました。ごみの量というところを鑑みますと、台風は災害ですけれども、災害時に出たごみというのは、ごみとして、この中で捉えられるのか、それともそれは除外されるのか、その点は実際どうなんでしょうか。

#### ○土屋クリーン推進課長

災害として昨年は台風15号、19号がまいりまして、たくさんの災害ごみが私どものクリーンセンターに運び込まれております。この部分につきましては災害廃棄物として補助金の対象になり、そして処理は一応3月をもって終わったわけです。これについては別計で2款の方に掲載されておりますけれども、基本的には別物になっております。

ただし、それに分けられない分ということで、当然持ってこられます。それについては、なかなかカウントが難しいところがございます。令和元年度については大体4パーセント程度、前年度よりも増えた計算になっております。ただし、平成29年度と比較すると1パーセン

ト、それでも下がっているということになっておりますので、着実にごみの量は減っているのではないかというふうに我々は捉えております。なかなか最終的に全てを一般ごみと分けるのは非常に困難な作業であることは確かです。

#### ○山口委員

大変努力されているというのが分かるところでございますが、コロナ禍におきまして、やはりごみの量というのは大変増えております。コロナ禍におけるごみの量というのは、もちろん、この中に含まれてしまうという考えでよろしいのでしょうか。

#### ○土屋クリーン推進課長

コロナ禍の中でのごみの量ですけれども、当然ステイホーム期間中というのは相当増えました。その期間を前年度と比較すると約20パーセント程度、ごみの量が増えている換算になりました。ただし、今の時期は逆に大分、通常に戻ってきて、なおかつ一昨年と比べても多少減っているというふうに考えております。

ただ、コロナ禍の廃棄物については分けることができませんので、そのまま、ごみの量としてカウントしていくことになります。

#### ○山口委員

ありがとうございます。

令和7年度の目標に向けて、ぜひとも努力していただきたいと思っておりますし、もちろんそれには八街市民の皆様の協力がなければ目標達成できませんので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、151ページのごみ収集処理事業費の中で出前講座等々、広報へ記載して、リサイクル、リユース等々を図っていただいたというふうに主要施策の成果でも記載されております。

実際の出前講座の回数とか、広報に記載してリユースとかの啓発を図った回数というのはどのような形なのか、お伺いします。

#### ○土屋クリーン推進課長

昨年につきましては、小学校の子どもたちに対する講座については若干できたきらいがあるんですけども、なかなかご要望に応えられなかった部分も実はございます。それは台風の影響もあり、その前の辺りまでは例えばPTAの方ですとか、あるいは高齢者学級とか、そういうことでやっていたんですけども、下半期についてはほとんど台風対応に追われてできなかったのが現状です。ただ、今年は逆にコロナでできないという現状がございますけれども、この辺はしっかりと、我々は必要な事業だと思っておりますので、ご要望はございますので、これからはしっかりと続けながら、市民の皆様と一緒に、ごみの減量化を図っていくつもりでおります。

#### ○山口委員

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、151ページの焼却炉維持修繕事業費につきましては、主要施策の成果の方でも記載されております。供用開始から15年がたちまして、様々な修繕箇所、保守等を丁寧に行っているなというふうに感じておりますが、長寿命化計画に基づいてやられており

ますが、今後の修繕計画、大きな計画、大きな修繕をしなければならないということがあれば、教えていただきたいと思います。

○山田委員長

山口委員、決算書に基づいた質問をお願いします。

○山口委員

はい。分かりました。

○山田委員長

質問はありますか。

○加藤委員

143ページ、説明書は165ページですね。狂犬病の件ですけど。

説明書の165ページに載っている数字は、市が扱ったものという解釈でよろしいでしょうか。

○山田委員長

答弁は出ますか。

○塚本環境課長

これは集合注射や、動物病院などで注射を受けた方がこちらに注射済証を申込んだ件数となっております。

○加藤委員

以前に担当課の方にもお話ししたんですが、市内のホームセンターで2日間で1千頭も予防注射をしているというお話を伺って、私も一昨年、行ってみました。その会場に来ている人たちと話をしましたら、家の中で飼っているから登録はしない、私もしていないというお話をたくさん聞きました。その件も担当課の方にはお伝えしたはずですけど、ホームセンターで2日間で1千頭からやっているということですので、そこへ出張して登録受付をするようなことをすれば、それなりに市の財源になるのではないかということもお話ししたんですが、その後の経過はどうなのでしょう。

○塚本環境課長

ホームセンターでやっている場に出向いて、こちらで注射もしくは新規登録を受け付けるということですがけれども、今後可能かどうか検討して、可能なようならば速やかに対応していきたいと思っております。

○加藤委員

数年前に言っている話なので、多分動きがなかったんだと思う。その当時の話だと、民間ですからというお話がありましたので、民間であれ、やはり市内の在住者が飼育しているペットですから、動物ですから、最終的には何らかのものがあれば市の方に来ますので、きちんとその辺もやっぱり市内の業者さんと確認する必要もあるかと思っておりますので、十分にお願ひしたいと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

**○木村委員**

決算書の145ページ、概要説明書166ページ、不法投棄の件なんですけど。

週末、夜間を含めて30回実施して、一般廃棄物を14件、産業廃棄物を1件発見したというんですが、公道だとか、市の市有地だとか、そういう公的な場所での発見ということなんですか。

というのは、私有地の中に不法投棄されているものが結構うちの地区にもございまして、なかなか、私有地を地元に住んでいる方が管理していればいいんですが、どうも地方にいて地元にはいない。そうすると、どうしても管理が行き届かなくて、そういうところに捨てていくものも結構あって、なかなか回収できていない。前にお願いして処理していただいたこともあるんですけども、近隣の人たちが、どんどんごみがたまっていってしまうので、ごみ捨て場じゃないので何とかお願いしたいということで苦情があったので、処理していただいたものがあるんですけども、そうじゃなくて、まだ残っている部分があるんですけども、私有地に捨てられているごみ、多分、不法投棄だと思うんですけども、そういうものに対する監視はどのような体制になっているのか、ちょっとお伺いしたい。

**○塚本環境課長**

不法投棄監視員に関しましては、私有地のところも含んで、多分、報告が上がってきていると思います。業者パトロールにつきましては、先ほど言ったように公道とか、そういうところだけの報告となっております。私有地に関しては基本的には所有者管理ということでお願いしたいんですけども、ご相談があれば、できる範囲でしたら対応していきたいと思っております。

**○木村委員**

せっかく監視員の方がおられるということなので、我々も地元を散歩したり、いろいろとパトロールすることもあるんですけども、そういうときに数年そのまま置き去りになっている、小型の昔のテレビなんか、ブラウン管みたいなテレビが3台か4台置いてあって、いつまでたっても処理されない分があるんですよ。そういうものも含めて。あとは、竹林の中にだんだんごみが不法投棄されて、いっぱいになってきちゃう。地元の方々が通っていて非常に見苦しい、環境衛生上よくないので、何とかしてくれないかと。

**○山田委員長**

木村委員、質問でしたら簡潔にお願いいたします。意見でしたら。

**○木村委員**

そういうことに対する対応をお願いしたときには処理してもらえるのでしょうか。

**○塚本環境課長**

先ほどもお伝えしましたけれども、基本的には所有者の方の管理ということでお願いしたいと思いますが、集めたから、横に置いておいてから持って行ってくださいよとか、そういうことがあれば、可能な範囲で対応していきたいと思っております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

#### ○丸山委員

149ページの循環型社会形成推進地域計画策定業務、先ほども若干の説明があったようですけれども。

ここで1点お伺いいたしますのは、これからの八街市のごみ問題に関しての取組の計画なんですけれども、こういった業務に関して、こういった計画書を委託しなければならない内容だったのかどうか、その辺について、いかがでしょうか。

#### ○土屋クリーン推進課長

これにつきまして、自分たちでやろうかという実は話もございました。ただ、様々な資料を取り寄せながら分析というのがございまして、我々の手ではやりきれない部分もございましたので、今回は委託させていただいたということでございます。

#### ○丸山委員

確かに分析というのは科学的に進めなければならない点もありますけれども、しかし現場を一番知っている職員の皆さんが八街市に合ったやり方、取組を一番分かっているんじゃないかというふうに思うんです。そういう点では、私は本当に今クリーンセンターの職員の皆さんがしっかりと現場を押さえ、取組をされていますので、業務委託するのはもったいないなと、皆さんが本当に力を発揮して策定できたんじゃないかなというふうに私は感じております。ぜひ次回は皆さんの手作りによって計画書を作っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○小高委員

令和元年度において、クリーンセンター用地に関して、この中に入っていないのですが、旧進入路がいまだにそのまま閉鎖状態にあると思うんですけど、令和元年度はその用地に対してどのような見解を持っていたのか、お伺いいたします。

#### ○土屋クリーン推進課長

クリーンセンターの処分場の用地につきましては一部、民間の方からお借りしながら運営しております。旧進入路につきましても、お借りしている状態であるわけですけれども、そこについては、実は普段は閉めているんですけれども、様々な搬出ですね、要するに市民の方がお持ちになった、リサイクルしなければならないものを搬出するときに、どうしてもこちら側から大型のトレーラーとか、そういうものが出づらいということがあるので、そこをまずは1つ、使わせていただいています。

それと、年末年始あるいは連休明けで相当混むようなときには一方通行にして、あそこを使わないと、結局ぐるぐる回ることによって余計に渋滞が多くなってしまうという問題がありますので、あそこは有効活用させていただいているので、今後とも借地として借りていくつもりでおります。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで委員外委員の質疑を終了します。

それでは、会議中ですが10分間休憩します。再開後は歳出5款、6款の審査を行います。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時28分)

**○山田委員長**

再開します。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

土屋クリーン推進課長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○土屋クリーン推進課長**

先ほどの委員会の中で角委員に生ごみ処理機の要するに劣化とか、様々なことをご答弁させていただいたんですが、要綱の方に明快になっておりましたので、それをちょっと読ませていただきます。

この要綱による補助を受けて購入した生ごみ減量機器が購入後5年を経過したとき、または通常の使用により破損等で使用が不可能になったときは、前項の規定にかかわらず、当該機器に代えて新たに購入する生ごみ減量機器を補助対象とすることができる。ただし、電気機器の場合は販売者による補償がある場合がありますので、補償があった場合には、その補償を受けていただくということになりますので、要綱の方に明快になっているということをご了解いただきたいと思います。

**○山田委員長**

次に、歳出5款農林水産業費の審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

**○角委員**

すみません。では、決算書155ページ、成果の説明書が188ページ、農業後継者対策事業費ですが。

農業後継者対策事業は補助金が発生していますが、今年度は、キンモクセイが今まであったのがなくなっているんですけども、キンモクセイという団体はもうなくなってしまっているのか、なくなった理由がもし分かれば教えていただければと思います。

**○相川農政課長**

後継者支援事業の中の補助金ですけども、現在は4Hクラブ、ベジクラブ、キンモクセイと、3団体ありまして、キンモクセイについては令和元年度は活動がなかったということで、

補助金の交付はしておりませんが、団体としてはまだ残っております。

**○角委員**

ありがとうございます。

それでは次ですが、決算書157ページ、成果の説明書189ページ、産業まつり事業費です。

出店団体数なんですが、昨年の前年度と比べて団体数が減っているんですけども、考えられる要因というのがもし分かれば、教えていただければと思います。

**○相川農政課長**

ちょっと要因は、詳しくははっきり確認は取れていないんですけども、毎年、出店団体につきましてはあらかじめ、今年度の何月何日に開催しますということで申込書をお送りしているんですけども、団体の方が今年の出店は控えるということだと思います。

**○角委員**

ありがとうございます。

毎回やっている中で団体というのは固定化されてきているのか、結構入れ替わりがあるのか、ちょっとここ数年の流れというか、そういうのがもし分かれば。

**○相川農政課長**

大体、毎年同じ団体の方が出店されております。一応、農業者団体であったり、商工業団体であったり、あとは最近ちょっと増えてきているのが福祉団体ですね、そういう方が申込みをされて、新たに出店される方もいますけれども、辞退される方もいると。特に大幅に変わっているということはないです。

**○角委員**

分かりました。ありがとうございます。

次ですが、決算書157ページ、成果の説明書194ページ、弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費なんですけれども、当初この事業は平成28年度から5年間だったはずなのですが、今年度で終わるのか、ちょっと状況を確認させてください。

**○相川農政課長**

本事業につきましては当初、県が主体となってやっているんですけども、予定どおり工事が進んでいないということで、支出もその分、3年ぐらいはちょっと抑えられた形だったんですけども、ここに来て、工法の変更とか、そういったものがさらにありまして、工事期間についても延長されるということで、現在の予定では令和5年度まで継続されることとなっております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小澤委員**

何点か、質問させていただきます。

決算書153ページ、成果の説明書183ページ、農業委員会費についてですが。

事業の概要のところは法令事務としてということでご説明されておりますが、農地法違反の

指導を行うとありますが、農地法違反の詳細について、また昨年度については農地法違反があったのかどうか、お伺いいたします。

○梅澤農業委員会事務局長

農地法違反の指導についてでございますが、具体的には農地法の許可なく、例えば碎石を敷いてしまったとか、農地以外のものに使ってしまったというのがございます。そういう中で、最近、ここ数年でございますが、農地で不穏な動きがあるとすぐ通報が入ります。例えばユンボが入っているんだけどどうしたんだろうかということで、早期に通報があることから、その都度、現場に職員の方が赴きまして、是正指導をしてございます。ただ、大きな問題の案件は出ておりませんので、ちょっとすみません、件数については統計の方を取ってございませんので、ご了解のほどをいただきたいと思っております。

○小澤委員

ありがとうございます。

通報は市民がされるということですね。

○梅澤農業委員会事務局長

市民のほか、農業委員と、地元に着した農地最適化推進委員がございまして、そちらの方から、いろんな方から通報をいただいております。

○小澤委員

ありがとうございます。

それと、様々な手続がされているところなんですが、農地面積の推移についてはどのような状況になっているのか、お伺いします。

○梅澤農業委員会事務局長

農地面積の推移でございますが、あくまでも農地台帳上の面積で申し上げますと、平成29年度が約3千339ヘクタール、平成30年度が約3千321ヘクタール、令和元年度が約3千320ヘクタールということで、毎年、徐々に減ってございます。

○小澤委員

ありがとうございました。

続いて、決算書155ページ、成果の説明書184ページ、農業総務費の中です。

各イベント、市内外、県外も含めたイベント等に赴き、市特産物の飲食を含めたPRを行ったということですが、昨年度の実績と評価についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○相川農政課長

昨年度の実績で申しますと、JA千葉みらいが実施しておりますグリーンまつり、またロードレースであったり、ピーナッツ駅伝、あと大田市場で市長によるトップセールスといったようなイベントに参加いたしまして、八街市の特産物、ニンジンジュースであったり、ジンジャーエールであったり、スイカ、落花生、そのようなPR活動を行って、特に大田市場ではいろいろな市場関係の方が来まして、盛大に行われたと思っております。

○小澤委員

ありがとうございます。

参加される行事とかイベントについては年間計画の中で示されているのか、また多分、商工観光課との連携等もしていかないとPRがうまくいかないなというのは感じているんですが、その辺りの連携とか計画の状況についてはいかがでしょうか。

**○相川農政課長**

イベントにつきまして、例年行われているものについては事前に計画に入っております。そのほか、特別にその年度によって新たに加わるイベント等で参加できるものについては、商工観光課と連携した中でPR活動は行っております。

**○小澤委員**

ぜひどんどんPRを今後も進めていただければと思います。

続いて、同じページ、決算書155ページ、成果の説明書185ページ、園芸用廃プラスチック適正処理事業費ですけれども。

これは近年度の増減ですとか、昨年度は台風等の被害によって一時的に増えたりというのがあったのかどうか、すみません、お伺いたします。

**○相川農政課長**

廃プラスチックの適正処理ということで、毎年、農協とかグリーンやちまたの方で回収を行っております。近年の中でいいますと平成28年度は240トンの回収をしております。平成29年度は217トン、平成30年度は218トン、令和元年度、去年は199トンということで、去年の台風による影響で約10トンから20トンぐらい、回収量が減っている。

台風被害がありました農業用ビニール、そういうものにつきましてはクリーンセンターの方で、この事業とはまた別の方で回収を行っております。その回収量として約250トンぐらいが回収されているということでございます。

**○小澤委員**

分かりました。ありがとうございます。

続いて、同じく155ページ、成果の説明書186ページ、森林環境整備基金費についてですが。

昨年度は340万1千円の基金の積立てがされたということですが、今年度も同様に積立てをされていかれるのでしょうか、今後これを活用するような動きとか、検討はされているのか、お伺いたします。

**○相川農政課長**

この基金の活用でございますけれども、今年度の臨時補正で、道路河川課によって重要インフラ周辺、道路なんですけれども、隣接する森林の伐採を、臨時議会で補正を取りまして、そこで一応、今回この基金を活用できればというふうに考えておまして、今後も県の補助事業を活用した、そういった重要インフラ整備、そこに、今予定されているのが8か所あるんですけれども、今後は東電といろいろ協議した中で整備の方は進めていきたいと考えております。

## ○小澤委員

当面はそういった道路にせり出した森林整備も含めたところに活用していくでしょうけれども、様々な分野で活用できそうな基金ですから、ぜひ様々な検討を進めていただければと思います。

続いて、同じページで申し訳ありませんが、成果の説明書は187ページです。

環境保全型土づくり対策事業費で、昨年度は申込みが予算を上回ったため配布量制限ということで記載がありますが、この辺り、上回ったときには補正を組まれるとか、それとも、この事業費の中でやりきるのか、今後この事業の拡大も含めて、ちょっとお伺いできればと思います。

## ○相川農政課長

農政担当課としては補正等で、希望があった方の全員に希望どおり配付したいと考えておりますけれども、財政的なものもありますので、協議した中で今後もしもできる範囲で補正等、対応したいと考えております。

## ○小澤委員

土づくりについては、こういった植物を畑に作付すると、根が深く張って、土の保水力であるとか、様々に向上すると思われまますから、今後の集中豪雨であるとか、長雨の対策についても、直接的には目に見えないかもしれませんが、大切な取組の気もいたしますので、ぜひ事業についても拡大、継続について、お願いできればと思っています。

続いて、ちょっと飛びます、決算書159ページ、成果の説明書は196ページ、有害鳥獣駆除対策費についてです。

毎年、有害鳥獣については駆除、除去しているところでありますが、年間の捕獲実績とありますが、この駆除数、捕獲数で実際の有害鳥獣が減っているのか、自然増の数と、やっつけている数のバランスはどうなのか、ごめんなさい。

## ○相川農政課長

捕獲数につきましては、近年というか令和元年度、かなりアライグマが増えております。平成29年度は5頭、平成30年度が3頭、昨年の令和元年度は32頭というふうに、かなりアライグマが増えているということになっております。

全て駆除できればいいんですけども、なかなか思ったとおりにはいかないといいますが、なかなか難しいところがありますので、対策といたしまして、箱わなをさらに増やす形で、様々な場所に設置して捕獲を増やすということで、対策は取っております。

## ○小澤委員

すみません。答えにくい質問で。

八街市内の農業被害が減少しているということをもって、多分、減ってきているんだろうなというところもあるんだろうなと思いますし、今後、今年度においてはイノシシの目撃というか、被害についてもされておりますので、有害鳥獣はなかなか、ここからが八街市だよ、ここからがほかのまちだよということで、市町村の枠といいますが、意識して動いてくれているわけではありませんから、近隣市町との連携の中で対策の方を進めていただければと思

います。

取りあえず以上です。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小川委員**

それでは2点ほど、お聞きします。

決算書157ページ、説明書195ページですね、農業振興費について。

八街市農業研究会補助金、こちらは8団体あります。補助金の詳細について、お伺いします。

**○相川農政課長**

この補助金につきましては、農業研究会に対して1本で補助金の方は交付しております。農業研究会の中で毎年行う各団体の事業費ごとに、農業研究会の中において配分が行われておりますので、すみませんが、細かな配分まではちょっと確認できておりません。

**○小川委員**

ありがとうございました。

もう一点、農村地域整備開発促進事業費ですね。

こちらの方では農業振興地域整備促進協議会開催時に意見をお聞きするのを目的とするということになっておりますが、どんな意見が出ているのか、今の実態等を教えていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

**○相川農政課長**

この協議会では農業振興地域整備計画の内容について審議してもらってしまして、毎年、農業振興地域から除外したいといったような申出があった案件について、審議していただいています。その中で、個別の案件で、その農地が農業振興地域から除外できるものか、そういった中の個別の意見をいただいております。その中では、排水とかで周りの農地に迷惑がかからないかといった内容で審議していただいております。

**○小川委員**

ありがとうございました。これからも地域農業の発展のためにご尽力いただきたいと思ひます。ありがとうございました。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○桜田委員**

決算書の155ページです。説明書は186ページの森林環境基金について、お伺ひいたします。

この事業は平成30年度の税制改正で新たに創設された事業でございまして、一応、住民の皆さん、市民の皆さんに1千円の課税をして、それを国に納めて、国から譲与税という形で県や市町村におりてくる、それを使って森林の間伐や人材育成、あるいは担い手の育成、森林利用の促進に充てる経費でございすけれども。

当初、県の八街市に対する試算では392万7千円、このように想定されていたと思うんで

すが、間違いありませんか。

#### ○相川農政課長

歳入で言いますと森林環境譲与税ということで、年間で、当初の予定では約350万円ぐらいということだったんですけれども、ほぼそのとおりに交付の方はされておりまして、それを基金に積み立てております。実際には、細かく言いますと347万6千円が交付されて、その分について、基金の方に積み立てております。

#### ○桜田委員

今回は事業計画がないということで基金に回したということでございますけれども、国道409号線、セブンイレブンがありますけれども、この先の民家の入り口に、ごく最近、黄色い看板が立ちました。いわゆる倒木注意、倒木禁止かな、よく分かりませんが、八街市となっているんですね。国道だから、私は国かなと思っていたんですけれども。この辺については把握されていますか。

#### ○相川農政課長

その箇所の注意という看板ですか、私どもの方ではちょっと把握していないんですけれども、道路沿いということで、道路河川課の方では確認されていると思います。

#### ○桜田委員

この事業は県、あるいは市町村もできる事業ですけれども、国道というとな国になるのかなと思いますが、この基金の活用も可能なんですかね。

#### ○相川農政課長

現在、道路河川課の方で行っております災害に強い森づくり事業、こちらについては市が事業主体となってやっておりますので、市道の周辺の森林整備ということで行っております。国道であったり県道である場合については、この基金が活用できるかどうか、ちょっとはつきり分かりませんが、今の時点では、計画の中では市道を優先して行っております。また、使い道につきましては様々な使い道がありますので、こちらは財政課とか、そういった内部の関係機関と一緒に協議していかなければならないと思っています。

#### ○桜田委員

去年は倒木で大変被害を受けましたので、そういう要注意箇所は早急に処理してほしいなと思います。

次に、157ページ、説明書では193ページになりますけれども、農地中間管理事業費。

これについては補正で減額されておりますけれども、制度が変わったということかもしれませんけれども、平成28年度から遊休農地所有者についても対象になりました。一方で、制度が変わって、交付単価は逆に減額されているわけですね。今後の見通しというか、今後のあれはどのように考えておられますか。

#### ○相川農政課長

本事業につきましては県からの交付金ということで、経営転換協力金という事業と耕作者集積協力金という補助事業があるんですけれども、耕作者集積協力金につきましては令和元年度に制度改正により廃止になりました。また、経営転換協力金、こちらについても徐々

に補助金の額が減額されていまして、見通しといたしましては今後減少していくのではないかとこのように考えております。

**○桜田委員**

次に、決算書157ページ、説明書で195ページでございますけれども。

農業振興費の中で、無線ヘリコプターによる農薬散布が実施されたと書かれておりますけれども、薬剤というのは何を使っているか、分かりますか。

**○山田委員長**

答弁はすぐ出ますか。

**○相川農政課長**

申し訳ありません。ちょっと薬剤名までは、今現在、分かりません。

**○桜田委員**

国というか、中央家畜衛生保健所から指導文書が出ておりますけれども、例えば養蜂家などは散布によって大きな被害を受ける、だから、そういう皆さんとは事前に意思を統一して、事故のないようにやってほしいという指導がありますけれども、八街はそうした影響を受ける養蜂家というのはあるんでしょうか。

**○相川農政課長**

散布を行う前に養蜂家の方には連絡して、こういうことが始まりますよということで連絡しております。

**○桜田委員**

散布にあたっては広報などでも広報されておりますけれども、例えば幼稚園とか保育園が散布地域で、散布による影響を受ける施設というのはあるんですか。それに対して、どのような対応をされているか。

**○相川農政課長**

八街市内の水田については、そういった施設からかなり離れていると思いますので、そういった影響があるものとは考えておりません。

**○桜田委員**

次に、決算書の159ページ、説明書199ページですが、落花生種子更新事業。

購入農業者16名となっておりますけれども、これは毎年変わっているんでしょうか。

**○相川農政課長**

落花生の種ですよね、種子、こちらについては多くの農家さんが自分の畑で取れた種を毎年使っていると思います。ただ、やっぱり3年とか、何年か同じ種を使うと品質が低下するということで種子更新を行っております。大体3年に1回ぐらいのペースで新たな方が更新していると思います。ただ、中には毎年更新されている方もいますけれども、ほとんどの農家の方は自分で、取れた種を使っているということで、3年に1回ぐらい更新されていると思います。

**○桜田委員**

今の答弁の中で、何人かは毎年という話もありましたけれども、この辺についてはやはり制

限を設けるべきではないかと思うんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

**○相川農政課長**

種子更新することによって品質が向上するということでありますので、ちょっと規制までは考えておりません。

**○桜田委員**

今、八街市で日本一を誇れるのは落花生だと言われておりますけれども、千葉市は市を挙げて八街から称号を奪い取ろうと、いろんな対策を講じておりますけれども、毎年20万円で16名前後と。将来に向けて、どのような考えをお持ちなのか。

**○相川農政課長**

種子更新事業でございますけれども、毎年の希望者、大体10件から20件の間の希望があるということで、これがかなり増えてくるようなことがあれば、補助金についても増額といった中で、ちょっと考えていきたいと思えます。

**○桜田委員**

議会からも落花生条例を提案させていただいて、できました。ぜひとも、やっぱりまちを挙げて、この称号だけは守っていききたいと思うので、予算の拡大、枠の拡大をお願いして、終わります。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○角委員**

すみません。決算書159ページ、成果の説明書196ページ、有害鳥獣駆除対策費なんです。

先ほどアライグマの話が出たのですが、今回は急激に3頭から32頭ということで、急に増えたんですけど、どこか特定の地域的に、ここに急に発生したとか、ちょっとその辺のことが分かれば。

**○相川農政課長**

アライグマにつきましては、地域的というものではなく、結構、点々とした中で増えてきているという状況です。

**○角委員**

確認なんですけど、わなをかける場所というのは、どのような形で。向こうも野生化しているので、多分、移動してしまっていると思うんですけれども、計画的に場所を決めているのか、目撃情報があつて初めて行くのか、わなを仕掛ける計画的なものがあるのかどうか。

**○相川農政課長**

わなの設置につきましては、農家さんに最適な場所を選んでもらって、そこに設置しております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○桜田委員**

先ほど落花生の種子の問題について、質問させてもらいましたけれども、一昨日、千葉県の方で9月議会に種子法条例が新たに提案されて、今、審議されています。廃止のときに質問したら、全然影響はないよと、こういう話でしたけれども、結果的に現段階で、やはり条例で守っていかないといけない、こういう方向になってきて、今は条例が全国で作られていますけれども。

落花生も将来は、現在は指定されておられませんけれども、将来はどうか分かりませんが、その辺についてのお考えがあれば、ちょっと。

#### ○相川農政課長

種子法ですけれども、特に落花生については日本全国でも八街に研究施設があるということで、そこで原種であったり、改良を加えた新たな品種だったり、そういったものを研究しておりまして、そこが種を生産しております。そういった中では千葉県においても落花生の種子を守るという観点からも、そういったものが加えられるのではないかなと思っております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○丸山委員

それでは159ページ、先ほど小川委員の質問にあったわけですが、農業研究会補助金に対して、課長が、どこに出しているか分からないという答弁をされましたね。農業研究会補助金、250万円。

補助金の出所が分からないような補助金の在り方があるのかどうか。これは大変問題であるというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

#### ○相川農政課長

どこに出しているのか分からないということではなくて、この団体、主要施策の説明書の方に書かれている団体に、農業研究会に属している団体なんですけれども、そこに農業研究会が配分して出しております。その額については、ちょっと今ここに資料がないのではっきり確認できないんですけれども、各団体に対しての補助金を、農業研究会の中で配分して出しております。

#### ○丸山委員

だから、そういう答弁はちょっとまずいと思いますよ、どこに出しているか分からないというのは。書類がないから今は分かりませんが、というような答弁でないと。補助金というのは収支報告を受けているわけですよ。出す以上は、きちんと、どういう活動をしたのか、1年間の収支報告を受けているはずですよ。それを受けていないのかと、私は受け止めました。ですから、収支報告を受けているけれども現在は書類がないので分かりませんが、なら分かります。それでよろしいんですか。

**○相川農政課長**

申し訳ありません。そのとおりです。

**○丸山委員**

農林水産関係では9千530万円にわたる負担金、補助金を扱っているわけです。今は補助金の在り方が大変問題になっているわけですから、慎重な答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、161ページに耕作放棄地解消対策事業費ということであるわけですがけれども。

令和元年度における新たな耕作放棄地はあったのかどうか、実際、現在はどのぐらいあるのか、お伺いいたします。

**○梅澤農業委員会事務局長**

農地法第30条の規定によります、農業委員会で行いました農地の利用状況調査、この中で耕作放棄地と昨年度に確認した農地については158ヘクタールございます。

**○丸山委員**

158ヘクタールであるということのようですが、かなり前年度よりも増えてきているのかどうか、その辺についてはどうですか。

**○梅澤農業委員会事務局長**

平成30年度が153ヘクタールでございました。令和元年度が158ヘクタールでございますので、5ヘクタールです。近年の状況を見ますと、毎年少しずつ増加しているという状況でございます。

**○丸山委員**

分かりました。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○石井委員**

それでは何点か、質問させていただきます。

決算書153ページ、説明書の183ページでございます。農業委員会の件についてでございますけれども、農業委員会費の件でございます。

08の報償費、農地売買価格調査員について、ご質問させていただきますけれども、何名いて、どのような方が該当の方なんでしょうか。

**○梅澤農業委員会事務局長**

農地売買価格調査員の報酬でございます。これにつきましては8名の農業推進委員に対する報酬でございまして、該当につきましては、調査の内容が毎年5月1日現在で昭和25年1月1日当時の旧市町村を調査するということになっております。担当委員は、昭和25年当時の市町村のところでございますので、当時の八街は、たしか町だと思っておりますが、当時の八街町地区で5名、旧川上村地区で2名、あと旧日向村の一部が八街市と合併しておりますので、そこで1名の、計8名という形になっております。

**○石井委員**

この方々が担っている仕事の内容についてはいかがでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

実際に取引されている農地の売買価格ではなくて、売り手、買い手、双方が、この金額だったら取引されるだろうという、妥当だと思われる価格について、調査を行ってございます。なお、実際、今回この場合はあくまでも農地を、農地としての売買でございますので、農地を転用した場合、かなり高い金額になる場合もございますので、あくまでも農地として売り買いするのだったら妥当と思われる価格ということで調査していただいています。

○石井委員

先ほど農地法違反の指導の話が出ていましたけれども、一時転用を八街市内でされているところがあると思いますけれども、一時転用の許可基準と、一時転用を許可されたときの税制に関してはどのような感じになっているのでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

八街市内で一時転用、特にここ数年で多いのが営農型太陽光の一時転用で、要は下は農地でありながら地中部分を一時転用して上に太陽光パネルを置くというような形の一時転用が、かなり八街市内で多く見受けられます。

一時転用の場合の、すみません、税制のことでございますが、うちの方では税金上どういふふうになっているかというところは、申し訳ないんですけど、把握してございませんので、ご了解のほどをいただきたいと思います。

○石井委員

太陽光発電の下で、恐らく3年だと思えますけれども、一時転用されて、営農型をされています。3年たったとき、再び許可を取るという形になると思うんですけども、営農型の一時転用の許可基準を設定されていると思えますけれども、例えば年収の何割か、6割とか7割とかという基準がありますけれども、それについて具体的に教えてください。

○梅澤農業委員会事務局長

営農型太陽光の基準でございますが、国の基準では収穫量が近隣、周りと比べて8割というところで、そういう基準がございます。

○石井委員

8割ですか。

○梅澤農業委員会事務局長

はい。8割。

○石井委員

当時設置されて3年たって、2回目の一時転用を申請されている方がいると思うんですけども、8割をみんな満たしているのでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

これにつきましては大変難しい問題がございまして、恐らく営農型を許可、そういう制度を設けた時点では国の方では、そこで作っているような作物で8割というような考えで多分作ったと思うのですが、現実的には八街市の場合ですと、八街市であまり作っていないよう

な作物を植付けているということでございます。

例えばグランドカバーとして使われておりますダイカンドラ、ブルーベリーはあるところもあるんですけど、主に多いのはブルーベリーとかダイカンドラ、特にダイカンドラが一番多いんですけども。ダイカンドラにつきましては、この近辺で作っておりませんので、県の方でほかのところの基準をどこから持ってきてやっているようでございます。また、ダイカンドラにつきましては、今年に入ってからなんですけど、今年の雨で大分被害があったと。それと、連作の中で収穫量が減ってきてしまっているということで、サカキの方に作物を現在替えているというようなところですが、サカキ自体がやはり八街市でもほとんど作っているところがございますので、県の方では県外のところでサカキを作っている地域のところの基準を持ってきて、今後判断基準とするというふうに話は聞いてございます。

#### ○石井委員

狭い場所というか、農地は同じ場所で長い距離で大体耕作されていますので、同じ作物だと連作障害が起きてくるので、その辺に関して8割というのは今後厳しい数値になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺ちょっと注視していただければよろしいかなというふうに思います。

続いて、決算書157ページ、主要施策の説明書189ページの産業まつりの事業費の件ですけれども。

先ほどもちょっと質疑が出ましたが、昨年、災害の後ということの中で共進会がたしか中止になったというふうに記憶しています。その前年に関しては非常に盛況だったと思いますけれども、夏の共進会、そして秋の共進会、結構楽しみに一般の市民の方もされていて、また生産者の、生産農家の営農技術の高揚が図られる一環になると思われましても、今後の共進会の在り方について、どのように考えているのか、ご質問いたします。

#### ○相川農政課長

農産物協賛会においては、各農家の技術向上であったり、そういうことを目的にして行っておりますので、今後も各農家、たくさんの方に出品していただけるように周知を図りましたり、グリーンやちまたの協力を得まして、出品物の増加を目標に行っていきたいと思っております。

#### ○山田委員長

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)

(再開 午前11時25分)

#### ○山田委員長

再開します。

相川農政課長より発言を求められていますので、これを許します。

#### ○相川農政課長

先ほどの農業研究会の事業費について、ご報告いたします。

まず、八街市から農業研究会団体に250万円の補助金を交付しております。その内訳につきましては、各部会がありまして、そこに補助金の方を農業研究会において配分しております。

す。その中で、グリーンやちまた園芸部団体につきましては補助金として55万円、八街地区青年部につきましては35万円、植木生産組合につきましては20万円、酪農組合につきましては15万円、養豚組合につきましては15万円、北部連合出荷組合に対しましては17万円、指導農業士並びに農業士会につきましては16万円、酒米生産組合に対しまして4万円を、活動費として農業研究会の方で配分されております。

また、活動内容につきましては、農業研究会本体での活動のほか、各部会におきましてはスイカやトマトなどの導入試験事業、またトマトなどの病気対策事業、また八街北部出荷連合組合においてはトマトの新品種の選定事業、また青年部におきましては先進地視察、また酪農組合においては乳用牛の改良事業、養豚組合におきましては防疫薬剤の助成事業、基礎豚導入事業、八街地区指導農業士並びに指導農業士会においてはインターンシップ事業は視察研修事業、八街市植木生産組合では新品種導入事業、苗木購入補助事業、また八街市酒米生産組合では酒々井町との合同の研修事業などを行っているということで、事業報告をいただいております。

それともう一点なんですけれども、先ほどのヘリ防による農薬散布の農薬の種類なんですけれども、種類といたしましてはラブサイドスタークル、バリダシンエアー、そういった名称の薬剤を使用しております。

以上です。

#### ○山田委員長

経済建設常任委員以外の質疑を再開します。

#### ○石井委員

先ほどの産業まつりの共進会の件についてですけれども、産業まつりの共進会の件については積極的に行っていくという答弁でしたよね、たしかそのように記憶していますが、それでよろしいですかね。

それでは、その次の質問に行きます。

「輝け！千葉の園芸」次世代生産地整備支援事業費、決算書157ページでございます。説明書190ページ。

この対象についてですけれども、申請農家の対象者については、どのような方が対象になるのでしょうか。

#### ○相川農政課長

まず、要件といたしましては認定農業者、認定就農者または3戸以上の生産者組織、こちらの方が対象となります。

#### ○石井委員

昨年の申請件数は全体で何件あって、補助上限はどのくらいでしょうか。補助割合について、教えてください。

#### ○相川農政課長

令和元年度におきましては、当初においては7名の方から要望がありましたけれども、2名の方から取下げがありました。その他の事業を行った方については、全て採択され、事業が

実施できております。

補助率につきましては、認定農業者で4分の1以内、生産者組織であれば3分の1以内、共同利用でありますけれども3分の1以内となっております。

#### ○石井委員

これは県の補助金が多いんですけど、支出金ということですけど、県補助で上限は何名でも申請はオーケーですか。

#### ○相川農政課長

毎年、翌年度の要望といたしましては、市の方で要望を募りまして、要望があった方の全員、一応県の方への申請はうちの方で行っております。その中で毎年、途中で取り止めたりといった方が出てきますけれども、要望に対しては全員申請しております。

#### ○石井委員

ありがとうございます。

続いて、決算書は同じく157ページ、説明書は192ページ、環境保全型農業直接支払対策事業費ですけれども。

概要については説明書のとおりなんですけど、交付団体について、農地の面積のいかんだとか、市の内外の別は把握されているんでしょうか。

#### ○相川農政課長

市外の団体の方につきましては調整して、八街市と、どこどこ市の中で調整して、調整の中で行っております。

この中に入っている方は全て八街の方で、八街に農地を持っているということで、ただ団体は市外の団体に加入しているということでございます。

#### ○石井委員

農地は全て八街市内の団体ということで、これは農業法人という扱いですか、それとも、ただの諸団体ですか。

#### ○相川農政課長

農業法人といたしましては、こちらに出しております株式会社シェアガーデン、そのほかにつきましては任意の団体となっております。

#### ○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

最後に1点、すみません。

決算書は同じく157ページ、農業振興費で、説明書は195ページ、農家組合連合会の報酬等の件についてですけれども。

今、農家組合連合会について、脱退されているところが増えていきます。また、休会のところだとかが増えていたりして、連絡網の不備、いわゆる農家系列で今までは津々浦々まで情報が行っていたり、情報収集できたり、農林業センサスが取れたりしていたんですけども、農家組合連合会が地域によっては解散しているところが増えていくと、特に南部地域では幾つか増えていきますし、ところどころで見られるんですけども、そういった状況の中で担当

課としては、例えば農業の指導だとか、今後、連合会を通じて今まで行っていたところで不備が生じてくる、また生じているというふうに伺っています。いろいろな情報がなかなか農家に入ってこないんだよという農家さんが多くて、個々で、自分で農協に行ったり、農政課に行ったりして情報を取っている方が多いんですけれども、そういったところを今後網羅していくような仕組みを取れないかと思って、ちょっとご質問させていただきます。

#### ○相川農政課長

昨年の台風では被害が多くて、うちの方でも情報収集するにあたりまして、グリーンやちまたの園芸部という団体の協力を得ました。台風被害に遭われた方の受付を行っている際、やちまたメール配信の登録を全ての方をお願いしております。新たに今後、メール配信の中にはいろいろな対象があるんですけれども、農業に関わる対象者宛てのメール配信を今ちょっと考えております。その中で、市からの情報提供であったり、そういうものを行っていきたいと思います。それにあたりましては、今は連合会を辞めている方も多いため、そういう方には直接、できればメール配信に登録してくださいというお願いをしたいと思います。

#### ○石井委員

そういう形でのメール配信サービスはとてもいいと思います。登録していただくのが前提でしようけれども、例えば農家組合連合会と、先ほどもお話が出ていた農業研究会にもそういった問題を提起していただいて、農業研究会の方でも連合会を脱退している隙間をぜひ埋めていただくような、温かい農業を展開していただけるようによろしく願いいたします。

そのメール配信は一体いつぐらいにできそうですか。

#### ○相川農政課長

もうシステム自体は改修できましたので、これから各農家さんに周知の方を図っていきたいと思います。

#### ○石井委員

よろしく申し上げます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○林（政）委員

農業委員会のことで、お伺いします。

昨年の台風で、令和元年度の台風で。

#### ○山田委員長

決算書のページ数の明示をお願いします。

#### ○林（政）委員

農業委員会、153ページ、農業委員報酬から始まったところで、農業委員会委員とありますね。

昨年の台風で、今、相川課長の方から被害調査については農協の団体とか、そういうところを通じてお聞きするという話だったんですけど、農業委員会の所掌の中に被害調査を担当するという所掌はないんですか。農業委員の方あるいは農地適正化推進委員の方というのは各

地元というか、地区ごとに配置されているので、一番被害の状況とかが分かりやすいと思うんですね。令和元年度に農業委員あるいは農地適正化推進委員にお聞きしたら、そういう指令は全然受けていないと、農業委員会の方から。農政課の方は県の職員とか、そういう力をかりて被害調査をして歩くと。せっかく農業委員会があって、それに何人もいらっしゃるんだから、所掌として、そういうお仕事というか、タスクを持ってもらう仕組みにした方がいいと思うんですけど。農業委員会の中には農政部会とか、いろいろ部会ごとに分かれているんですけども、そういうものもこれからは組み入れて、まず農業委員会が一義的に動いて、その後に農政課も一緒に動くというような。今の場合だと農政課が先で、農業委員会は後からついてくる感じなんですけれども、その辺、農業委員会でもうちちょっと先に行くような、せっかく農業委員会がいらっしゃるんですから、思いますけど、いかがですか。

#### ○梅澤農業委員会事務局長

答弁いたします。

林委員のご指摘の件でございますが、農業委員会の仕事として被害調査、その辺りのことを委員に頼むというのは事務的にどうなのかなというところもあるんですが、うちとしては、被害調査を行うのは市の方でございますが、農政課と連携を取りながら、農業委員さん、推進委員さんは地元に着してありますので、前回の大雨の後なんですけれども、どこの農地が水に浸かったかというところで、調査は委員にお願いしてございます。その結果を見たところ、かなり細かく、皆さん、把握してございますので、今後災害があった場合につきましては、農政課と連携を取りながら、農業委員、推進委員の方に被害調査の方をお願いするような方向で検討してまいります。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出6款商工費の審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○桜田委員

決算書165ページ、説明書で216ページです。

就労支援事業費なんですけど、いろんな支援サイトを運営されておりますけれども、成果の中で雇用の促進が図られたと書かれておりますけれども、具体的な数字なんかは上がっているのでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

お答えいたします。

「ジョブ・ナビ・やちまた」は事業者が求人情報を掲載しまして、求職者がサイトを閲覧後、直接事業者の方にコンタクトを取るという形を取っております。ですので、サイトの運営会社におきましては実際の雇用につながったか否かということにつきましては追跡調査という

のを行っていないということでございます。

ただ、昨年度末に、平成30年4月から令和2年1月までの期間に求人情報を掲載した企業を対象にアンケートの方を実施いたしました。回答いただいた事業所は23社ということでございましたが、そのうち求職者から問合せがあつて、実際に雇用した事業所は10社、雇用人数は7人というアンケートの結果をいただいております。

また、「ジョブ・ナビ・やちまた」に対する要望といたしまして、企業の方から、無料で求人情報を掲載できるサイトということで非常に助かっているといったお声もいただいております。今後もぜひ継続していただきたい、そういった声も届いておりますので、今後もサイトにつきまちはさらに活用していただけるよう、周知の方を徹底してまいりたいと考えております。

#### ○桜田委員

次に、決算書167ページ、説明書219ページ、観光農業推進費ですが。

いろんなツアーをやつて、合計158名の参加があつたということなんですが、参加者の中で単身者は何名ぐらいいたか、分かりますか。

#### ○富谷商工観光課長

実際にツアーに参加していただいた方につきましては毎年アンケートを取っているんですけども、アンケートの内容というのは参加者の年齢層、それから参加した理由、満足度等を調査しております。ですので、単身者かどうかということにつきましては、申し訳ありませんが把握してございません。

#### ○桜田委員

目的が都市部の住民と農業生産者との交流を深めて観光農業の普及を図る、こういうふうになっているんですけども、八街の場合は、やはりこれだけの予算を使ってやるわけですし、そうした意味で、いわゆる農業後継者の問題、あるいはそうした問題に絡めて事業を展開してほしいなど。いわゆるサポート役に、八街の農家で結婚希望のある人、そういう人をサポート役に回して、もし単身者の方がいるのであれば、そういうところでの触れ合いを通じて1組でも結ばれるというようなことがあれば、農業後継者にも役立つと思うので、その辺、これから創意工夫を凝らしてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

今現在ちょっと私の方で聞いているお話としましては、農協と商工会議所の方で婚活イベントをやろうかということで考えているというお話は何っておりますので、そういったところからも、農業体験ツアーということも絡めて、今後、後継者問題とか、そういったことにつきましても貢献できるような取組というのは考えていきたいと思ひます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑は。

#### ○小川委員

それでは2点ほどお聞きいたします。

説明書219ページ、決算書167ページ、観光農業推進費のところですけども。

体験ツアー補助金の使途について、詳細をお願いします。

#### ○富谷商工観光課長

農業体験ツアーに係る経費といたしまして、まずバスの借上料、それから実際に農業体験するための費用、そういったことが主な経費となっております。そのうち、参加されている方からはツアーの参加費として昨年度から、これまでは1人3千円ということでしたのですが、昨年度から4千円ということで、ちょっと金額を上げております。ですので、参加された方の負担金を総事業費からマイナスした分がツアーの費用ということになっていきます。

#### ○小川委員

ありがとうございました。

もう一点、商店街振興事業費ということで、空き店舗活用事業補助金並びに商店会街路灯電灯料補助金ということで、抱き合わせの補助金になっておりますけれども。

前年度にギャラリー悠友の利用者が466名増えております。この要因について、お伺いいたします。

#### ○富谷商工観光課長

小川委員のおっしゃるとおり、昨年度は対前年度比で466名の増加ということで、非常に多く増えました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、マスク不足が社会問題になった際に、ギャラリー悠友の方では市民の手作り作品を展示販売しておりまして、当時、そちらの方で手作りマスクの販売を行ってございました。そういったことで、多くの方にそちらを訪れていただきまして、手作りマスクの作り方であるとか、そういったことも含めて、コミュニティーの場としても利用されたものと認識しております。

#### ○小川委員

昨年の台風で、私のお聞きしているところ、携帯の充電並びにエアコン等、電気が駅前はついておりましたので、そこで休んでいる市民の皆さん、そのような方もいらっしゃった。ですので、非常に災害時に悠友が最大限、市民のために活用されていたのではないかと思います。

並びに、防災面、防犯のところ、私もちょっと1件あったんですけども、黎明高校の生徒さんが郵便局の裏、あそこは非常に暗いんですね、山本県議のお力添えもいただきまして、電灯等を直していただきまして、街路灯の補助金等もぜひ継続していただきまして、市民の防犯面も支えていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○小澤委員

すみません。何点が質問させていただきます。

決算書の165ページ、成果の説明書は214ページ、商店街振興事業費ですけども。

概要に、八街のTMO構想を補助するんだと、支援するんだということになっていますが、

元々のTMO構想に掲げられていた様々な事業の進捗管理というか、この辺の関わりというか取組については、商工観光課としてはどういった関わりを持たれていらっしゃるでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

八街TMOにつきましては、平成16年に八街商工会議所をTMOとして認定しております。TMO構想は当時、街づくり機関として、例えば駅前の商店街の活性化であるとか、そういったことを中心に、様々な施策を構想として持っておりまして、今現在その中で実際に動いているのは、南口商店街振興組合で行っております「ぼっち」による買物代行事業、それからギャラリー悠友に対する空き店舗の活用事例、そのぐらいで活動しているところがございますが、今後につきましても、構想の中では考えられる事業、当時こういったことをやった方がいいのではないかと考えた事業は、ある程度大きくというか、様々な事業を掲げておりますので、実際のところ、あまり今は活動自体はちょっと積極的な動きというのはないような状態でございますけれども、今後とも商工会議所と連携を図りながら、活性化策ということについてはいろいろと検討してまいりたいと思います。

#### ○小澤委員

多分、当時は八街市の中心市街地をどう活性化させていこうかという視点の中で、様々な方々が最善の取組を考えられて、すぐに取り組めるもの、中期的なもの、長期ということで、分類して、多分、計画は立てられていたかなと思いますから、計画を立てるということが、ちょっと今のままだと目的になってしまっていますから、今の時代に合わせながら実行に移していく、そういった進捗をする役割が必要なのかなと思っていますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、決算書165ページ、成果の説明書が216ページ。

先ほど就労支援事業費ということで、桜田委員の方からもありましたが、登録事業者については八街市内の事業者なのか、また昨年を含めて、登録者が増えているのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

昨年度の登録事業者数は、令和元年度末の数字で485件でございます。平成30年度につきましては476件ということになっておりますので、若干ではございますが、増加しております。

#### ○小澤委員

ありがとうございます。

これは、八街市内の事業者にエントリーをとという働きかけはされていらっしゃるのでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

現在、新聞の折り込みチラシで毎週末に求人情報が入ってくると思うんですけど、そういったチラシの中に八街市内の事業所、そういったものが載っていれば、こちらから職員が積極的にその事業所に連絡しまして、こういった無料サイトをぜひ活用しませんかということ

お声かけはしている状況でございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

八街市内にも本当に素晴らしい企業というか、日本にも、世界にも誇れるような企業がたくさんありますから、ぜひこういった機会を通じて、八街市に素晴らしい人材が集まるような1つの手段として、今後も活用を進めていただければと思います。

続いて、決算書で同じく165ページ、成果は217ページ、商工業振興費についてですけれども。

先ほどの「ぼっち」も含めて、様々な八街市の地域ブランド、落花生をはじめとして、ジンジャーエールも普及宣伝を図るということで活動されておりますが、活動された成果というか、活動されましたということでもありますけれども、先ほどの農政課の話になってしましますが、プロモーションの計画と成果をどう測定していくのかという辺りについて、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○富谷商工観光課長

活動につきましては、主に市内外のイベント等に参加させていただいて、その中で市の特産品のPRをしているのが中心でございますけれども、商工観光課におきましても、やはり例年、行っているイベントには基本的に参加させていただくのに加えまして、その年だけ新たに行うイベントであったり、そういったものにも積極的に参加させていただくように努めております。

○小澤委員

新たに始まるイベントというのは商工観光課、八街市に、そういうイベントがありますということの情報提供いただいたものなのか、または商工観光課の職員を中心として、職員が自ら情報を探しにあって、こういうイベントがあるから、ぜひ出てみようという、そういう発想なんですか。どちらか。どちらもあるでしょうけど。

○富谷商工観光課長

現状では、イベントの開催側からお声かけいただきまして、こちらで参加させていただいているという状況です。

○小澤委員

ぜひ引き続き積極的なPRをお願いできればと思います。

続いて、また同じページになりますが、成果の説明書は218ページ、商工会議所事業補助費ですけれども。

先ほど来、「ぼっち」を通じた買物弱者の救済事業ということで予算計上されておりますし、利用されている方の人数とか件数とか、または地域がらというか、こういう地域の方の利用が多いというものが分かれば、教えていただければと思います。

○富谷商工観光課長

昨年度の買物代行事業につきましては、利用登録者数は244名、前年度と比較しますと17名の増となっております。また、利用件数につきましては1千49件で、前年度より24

4件、こちらは減少となっております。こちらにつきましては、昨年9月及び10月に千葉県に襲来しました台風の影響、並びに今年に入りまして2月から3月の新型コロナウイルス感染症の拡大、こういったことが背景にございまして、利用件数につきましてはちょっと伸び悩んだというところでございます。

#### ○小澤委員

通信インフラが止まってしまったりだとか、様々な要因はありますが、多分、大規模災害であるとか今回のような新型コロナウイルス等による外出自粛を要請されたとすれば、逆にこの事業をもっともっと有効活用して、市民のサービス向上に寄与していくべきなのだろうなと思っはいるんですけれども、その辺りは要望があつて初めて動くのか、それとも体制を先に整えるのかは、ちょっと順番があれなんですけれども、今後この事業について拡大させていくような意向とかがあるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

#### ○富谷商工観光課長

今の現状では、年間1千件を超える事業について、「ぼっち」の職員は現状2名しかおりませんけれども、2名で対応しているのが実際のところでございます。需要に対して供給が追いついていないというか、そろそろ限界を感じているという声をいただいております。ですので、買物弱者事業というのは、この代行業業のみではなくて、例えば高齢者の方の要望が多ければ、民間の事業者による配送というか、移動スーパーのようなものであったり、あとは買物同行という形もあるかと思っておりますので、そういったところは、「ぼっち」のみで、代行業業のみで全てを回すのではなく、やはり関係各課と連携を図りながら、様々な事業について検討していった方がいいのかなというふうには感じております。

#### ○山田委員長

会議中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分より再開します。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後01時09分)

#### ○山田委員長

再開します。

塚本環境課長より発言を求められていますので、これを許します。

#### ○塚本環境課長

先ほど角委員からご質問がありました環境審議会委員ですが、八街市環境審議会条例に基づき、学識関係者、関係行政機関の職員、各種団体の代表、事務所の代表の方たちから、7名の方たちに2年の任期で委嘱しております。

続きまして、桜田委員からご質問のあった、し尿の汲み取り等の単価ですが、各家庭から業者さんが集めたし尿は、し尿1リットルあたり12円、浄化槽の汚泥は1トンあたり1万4千円、どちらも税別となっております。

また、し尿を集めた業者さんが印旛衛生施設管理組合に持ち込むときの料金は、し尿、浄化槽汚泥とも10キロあたり8,38円、税込みとなっております。

以上です。

**○山田委員長**

引き続き、歳出6款商工費の審査を行います。  
経済建設常任委員の質疑を許します。

**○小澤委員**

時間が空いてしまいましたので、ちょっと頭のリセットをしておりました。  
決算書165ページ、先ほどの218ページと同様になりますけど。  
小規模事業指導補助金とありますが、経営改善普及事業の相談指導が1千772件ということになっていますが、その内容について、すみません、教えていただければと思います。

**○富谷商工観光課長**

こちらにつきましては商工会議所による企業への巡回相談、それから事業者の方が会議所に来て、窓口での相談、それから創業に関する指導、それから講習会等、これは集団指導ということになります。

内容につきましては、経営全般に関わる相談であったり、あとは情報化の改善、それから金融相談であったり税務相談、それから職場の環境対策、そういった相談について行っているというふうに伺っております。

**○小澤委員**

ありがとうございます。  
今の課長の答弁にもあった創業指導というのは、これから創業したい、目指したいという方から相談を受けられているケースでよろしいですかね。

**○富谷商工観光課長**

小澤委員のおっしゃるとおりでございます。

**○小澤委員**

では、それを受けて、ここ最近の動向というのは、創業される方、目指す方は増えていらっしゃるのか、またはあまり変わらないのか、その辺りはどうですか。

**○富谷商工観光課長**

大変申し訳ありません。昨年度の創業者の数については今ちょっとデータとして持ってきておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。  
今年度につきましては、参考までにですけれども、3件ございます。

**○小澤委員**

ありがとうございます。  
続いて、決算書の167ページ、成果の説明書の219ページ、観光農業推進費になりますが。  
都市部の住民と農業生産者との交流を深めるということで、都市部の方が農業体験にいらっしゃっておりますが、ほかの地域でのPRであるとか、またPRしたけど行かないよと言われたケースというのはあったんでしょうか。

**○富谷商工観光課長**

今現在、行っておりますのは昨年度は浦安市、文京区、昨年度から開始したのが品川区でこ

ざいまして、あとは千葉大学の学生さんということになっています。

これら3つの自治体につきましては、既にイベント等で交流を図っている自治体でございまして、そういった関係からツアーについてもご理解いただきまして行っているところでございます。

これから、さらにツアーについては、どのように広げていくかというところが課題ではあるんですけども、ちょっと今年度はコロナの関係で出席を取り止めておりますが、例年10月の終わりに千葉県の方で行います商談会というのがございまして、主に旅行会社、バス会社であったり、JTBや近畿ツーリストなどの旅行会社の方を招待しまして、地域の魅力であるとか、そういったものをPRしております。そこで、こういった農業体験というものを、ぜひ旅行会社の方で取扱うツアーの中に、行程の中に入れていただけないかというようなことも実施しておりますので、そういったことも続けながら、ツアーをどのように広げていくかということについては、引き続き検討してまいりたいと思います。

#### ○小澤委員

ありがとうございます。

告知、広げることについてはぜひ、どんどん広げていっていただきたいんですが、逆に受け手側、受皿として観光農業協会にお願いしているところではありますが、受皿をさらに拡充するであるとか、充実させていくというような動きは今考えていらっしゃるのか。

#### ○富谷商工観光課長

受皿というお話でございますけれども、現実的には観光農業協会の皆さんにご協力いただきまして実施しているわけですが、受入体制として、大勢の方をお迎えするにあたって、まず必要になるものはトイレ整備であるとか、そういったことが問題になるんですが、受入れをされている方のところでは、そういった最低限の設備は当然整えていただいております。ただ、千葉県の方では、おもてなしという観点から、トイレ等の設備についても、ジェンダーフリーの問題もございまして、そういった観点で、誰でも気持ちよく使えるトイレというものに対して、設置する場合には非常に有利な条件で補助金を活用できるという施策も展開しておりますので、そういったものをぜひ使って、おもてなしとしてお客様をお迎えできる環境というのを整えられるようにということは、市の方も観光農業協会の会員の方にお話ししているところです。ただ、昨年度はまだ、実際にその補助金を使って整備した方というのはいません。

#### ○小澤委員

今のところは観光農業協会の皆さんにお願いしているというところで、それ以外の方への、八街市の観光として、ぜひ受入れたいんだけど、こういう条件があるけど、どうですかという働きかけはされていないということですか。

#### ○富谷商工観光課長

現状では、そこまでの展開は行っておりません。

#### ○小澤委員

ちなみに、今後あるのかどうか、いかがでしょうか。

### ○富谷商工観光課長

観光農業協会の会員の皆さんも基本的には生産者というか、農家の方でありますので、やはり観光農園というものをご自身の事業として専門にやっていくんだという方はなかなかいないのが現状ですので、その辺も課題にはなるんですが、そういった設備的な問題と、あと農業体験というのが非常に魅力的なものであるというのは認識しているんですけども、やはり受皿というところについては、もう少し何かの方策といいますか、そういったものを考えていかなければならないといった課題を今は持っているところでございます。

### ○小澤委員

ありがとうございます。

まさにコロナ禍で、大勢で移動するとか集まるといったことが制限されている中で、果たして大型バスを借入れて大量に受入れるというスタイルが今後も継続するかということも、ちょっと疑問に思っておりましたので、もうちょっと小規模の受入れであれば、今あるトイレでも対応できるとか、もっと受け入れられる農家であるとか。

八街にも世界に通用するような農家さんもたくさんいらっちゃって、一流シェフが足しげく通っていらっちゃるとか、いろんな切り口から八街市の観光農業として、農業の魅力を発信できるような取組につながっていけばいいなと思っていますので、ぜひ引き続き検討を重ねていただければと思います。

以上です。

### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

### ○角委員

すみません。決算書165ページ、成果の資料は217ページ、商工業振興費の中です。

郵便局のふるさと小包のチラシを作成していると思うんですが、前年度に比べて予算をちょっと多く持っているんですね。今回は6万5千枚を関東エリアの郵便局に配置されるようになっているんですけども、枚数を増やしているのか、それとも配置局が多くなっているのか、ちょっと予算が増えているので、その辺を教えていただければと思います。

### ○富谷商工観光課長

平成30年度につきましては、チラシの枚数は6万枚でございました。今回は5千枚増やしておりますので、若干範囲を広げたということではございます。

### ○角委員

予算で、枚数5千枚を増やしていると。ただ、販売実績が前年度よりも半分になっているんですね。ちょっとその辺がなぜなのかなと。

### ○富谷商工観光課長

前年度と比較しますと確かに半分程度に落ち込んでおりますけれども、昨年度は日本郵政グループによる、かんぽ生命保険の不正問題がございまして、恐らく郵便局の取扱う商品について、消費者の方が購入を控えたのではないかとというふうに分析しております。

### ○角委員

ありがとうございました。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

○小高委員

決算書163ページ、シルバー人材センター費から伺いますが。

全国シルバー人材センター協会負担金、また県連合会負担金の項目があります。原則的にはシルバー人材センターは県知事の認可の中で自主運営されているわけですが、協会負担金、連合会負担金を納めることによって様々な情報がおいてくるのかと思います。詳細をお伺いいたします。

○富谷商工観光課長

大変申し訳ありませんが、その件については後ほどお答えさせていただければと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

同じくシルバー人材センターについてなんです。前年度と比べますと会員数が1人だけですが減っております。しかし、実際に働いておられる方々から聞きますと、もう歳だから本当は辞めたいんだけど、なかなかあとをやってくれる人が見つからないと。面接には来て、一応試しに2、3日やっても、もう辞めますということになるという話なんです。こういうことから考えてみますと、結構、仕事量が大変なのかなと思います。

ちょっとお伺いしたいのは、働く中でけがをされたりとか、そういうこともあるかと思うんですが、この間、そういうけがなどで休まれたような方、また治療されたような方がどのくらいおられるのか、お聞きします。

○富谷商工観光課長

申し訳ありません。確かに作業中にけがをされる方がいらっしゃる件は伺っておりますが、件数については後ほどお答えさせていただければと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

なければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費の審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○角委員

ごめんなさい。決算書177ページ、成果の資料で241ページ、住宅耐震化促進事業費ですけれども、この中で危険ブロック塀等の除却費補助事業があります。

現在、市が把握している危険ブロック塀というのは何か所あるのか、教えていただければと思います。

**○飯田都市計画課長**

15件になります。

**○角委員**

ありがとうございます。

15か所ということで、持ち主が直そうとしなければ、なかなか進まないと思うんですけども、危険ということなので、例えば危険箇所について、通行人の方がけがをしたら、持ち主というよりも、市の方も訴えられる可能性はあると思うんですけども、その辺というのは何か、ここは危険だよという周知的なものをされているのかどうか、お伺いいたします。

**○飯田都市計画課長**

該当箇所については、こちらの方で現地も確認しておりまして、訪問して通知をポストの中に入れさせていただいているところでございます。

**○角委員**

ちょっともう一度、危険だというのは、持ち主本人に通知を出しているということをおっしゃっていたんですか。私が聞きたいのは、そこを通行される方が危険だということで、きちんとここは危ないですよというのをやるような指導をしているのかとか、例えば分かるようなものを、市が周知的な処置をしているのか、ちょっとその辺の確認です。

**○飯田都市計画課長**

危険というお知らせというよりも、危険ブロックの補助金という制度を作りましたので、こちらの制度をご利用できますよというようなお知らせをしております。通行人に対しての周知という形は取っておりません。

**○角委員**

塀の持ち主というか、その人の落ち度というか、訴えられるのは当然だと思うんですけども、それをきちんと指導していなかったということで、本当に場合によっては市の方も訴えられる可能性はあると思うんですね。そういう部分で、ちょっともっと、何というんですかね、周知というか、何かできる対策はないのかなと思ったんですけども。

**○飯田都市計画課長**

ブロックが例えば倒れて被害が出たという段階では当然、基本的にはブロックの所有者の方の管理責任というのが主なものになっております。それ以外で、もしあるとすれば、市道とか、そういうことであれば管理の中で話ができないか等、そういうことはあるかもしれませんが、その辺はまた関係課と話した中で必要であれば考えていきたいと思っております。

**○角委員**

分かりました。しっかりときちんと話し合いをして進めていただけるように、努力の方をいた

できればと思います、持ち主の方と。よろしく願いいたします。

それから、決算書179ページ、成果の説明書247ページ、公園緑地管理費の使用料及び賃借料なんですけれども。

予算に対して減っているんですが、何がなくなっているのか、その辺の説明をお願いいたします。

**○山田委員長**

答弁は出ますでしょうか。

**○和田都市整備課長**

すみません。使用料及び賃借料なんですけれども、こちらの方につきましては、特に使用料及び賃借料は児童遊園の土地の賃借料、二区の児童遊園と大東区子どもの遊び場、こちらの賃借料になってございまして、特に大幅な減少というのにはなってございません。

**○角委員**

分かりました。

最後にちょっと、決算書183ページ、成果資料が251ページ、空き家対策事業費なんです。

相談件数122件、連絡件数122件、成果は出ているのか、今の状況を教えていただければと思います。

**○飯田都市計画課長**

空き家の対応件数と成果ということだと思えるんですけれども、平成31年度に相談として受けた件数としては122件という内容になっておりまして、それに対して対応した件数としては61件、その中で居住実態ありが3件、あとは山林だったり、破産管財人があったりとか、そういった内容にはなっているんですが、こういった形で通知させていただいて、その中でお話をし、簡単な雑草とか、そういったものについてはやっていたところもありますし、大きな空き家全体、建物自体をどうにかということになると。

**○・・・**

大きな声で言ってください。聞こえません。

**○飯田都市計画課長**

失礼しました。では、最初から。

平成31年度の相談件数としては122件になっておりまして、その中で所有者への対応件数としては61件、それ以外にも居住実態があるとか山林であったりとか、あと破産管財人があって、そちらの方と話したりとか、そういった内容になっておりまして、対応させていただいた中では、例えば雑草とか、そういった簡単なものであれば、すぐに対応していただけたところもありますし、建物自体をどうにかということになると、なかなか長期的にかかっていくところはあるんですけれども、そういった形で対応していただけているところも当然ございますので、そのような対応になっております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

### ○小澤委員

決算書の169ページ、成果の説明書の224ページの道路管理費について、お伺いいたします。

道路の側溝清掃業務であるとか維持管理業務等々の業務が執り行われておりますが、この具体的な場所について、もしも教えていただければお願いします。

### ○中込道路河川課長

側溝清掃は5件ほど発注しているんですけども、これは市内一円で要望のあったところ、苦情等のあったところに対して優先度の高いところを実施しております。

また、維持管理業務につきましては市内の除草と樹木のせん定業務等でありまして、せん定に関しましては前年度は朝日区を実施しております。

### ○小澤委員

ありがとうございます。

決算書の177ページ、成果の説明書の239ページに建築開発行政費ということで。

事業の概要に健全な生活環境の保全と良好な都市形成を図るということでありまして、八街市における理想というか、都市形成の在り方とかというのは決められていて、それに基づいて進められていらっしゃるのか、お伺いいたします。

### ○飯田都市計画課長

お答えします。

良好な都市計画の進め方、在り方ということだと思っておりますが、今年度の事業になってくるんですけども、基本的な計画の考え方としましては、ちょっと古くはなるんですけど都市計画マスタープラン、そちらが平成9年6月に策定されておりまして、今年度と来年度の2か年にわたって、都市計画マスタープランの内容を見直すという事業を始めております。その中で都市施設とか、例えば道の在り方とか交通機関の在り方、そういったものについてこれから、やはりある程度年数がたっている部分がありますので、そちらに見直しをかけて、また新しい形ということで進めていこうということで、今年度事業として、また新たに見直しをしているところでございます。

### ○小澤委員

前回の都市マスタープランが平成9年ということだと、もう20年以上も前の計画になりますし、今回、令和2年度、令和3年度で見直されていくこととなりますので、この先、持続可能な八街市の街づくりをしっかりと念頭に入れた計画の策定を望むところであります。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、決算書177ページ、成果の説明書が241ページ。

危険ブロック塀のところですが、先ほどの15か所というのは各小・中学校等の通学路にはかかっていないのか、すみません、お伺いいたします。

### ○飯田都市計画課長

今回の危険ブロック塀の15か所というのは、小学校の通学路で、小学校から500メートルの範囲内ということで挙げさせていただいております。

**○小澤委員**

であるとすれば、危険だということが分かっているながら、持ち主に要望を出していたとしても、それが改善されないということであれば、さらなる対策というか、取組についても検討していかなければ、子どもたちの安全安心を守っていく、まさに次代を担う、八街市を担う子どもたちの育成にも関わってきますから、ぜひ引き続いての対策の推進をお願いするところでもあります。

お願いしますが、何か回答があればお願いします。

**○市川建設部長**

先ほど言った危険ブロックなんですけれども、やはり個人の所有という形でございます。こちらの方をあまり大げさにしてしまいますと、周りの方からの目もございますので、まずはご理解いただかざるを得ないというふうに考えております。

また、こちらにつきましては他の市町村でもそういう事例があると思いますので、今後、近隣市町の方の動向も注視しながら、改善策の方につきまして慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○桜田委員**

それでは決算書169ページ、説明書224ページ、ここで聞いていいのかどうか、分かりませんが、道路の瑕疵による専決処分は、令和元年度、どの辺が実績になっているのでしょうか。

**○山田委員長**

答弁はすぐできますでしょうか。

**○中込道路河川課長**

令和元年度につきましては3件ほど、賠償額にいたしまして51万1千740円の支出となっております。

**○桜田委員**

申し訳ないけど、直近3年ぐらいの傾向はわかりますか。

**○中込道路河川課長**

件数でよろしいですか。

**○桜田委員**

件数と金額。

**○中込道路河川課長**

平成28年度が7件、金額にして78万9千32円。平成29年度が3件、金額が41万7千721円。平成30年度が0件となっております。

**○桜田委員**

結構、道路に穴が開いていて、車輪を落として、普通の人は黙って、それで泣き寝入りするんですけど、最近は市民の皆さんもそういう意識が高まってきて、市道で車が壊れたら役所

に持っていきこうという人が多くなっています。いいことだと思うんですけども、そういう意味で、ぜひ日々の努力をしてほしいと思うのですが。

先ほど、千葉市の方では、そういう道路を住民の皆さんにスマホで写真を撮ってもらって、市役所の担当課に送る、そして市役所がすぐに対応すると、そういう方式を取り入れていますが、八街でもそういう方式を取り入れる考えはないですか。

#### ○中込道路河川課長

市道の穴とか、そういうものに関しましては、今現在その都度、住民の方から電話等により通報していただいております。アプリとか、そういうものがあれば、今あるよりも通報しやすい環境が整うと思いますので、今後、調査研究してまいりたいと思います。

#### ○桜田委員

ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

次に、決算書175ページ、説明書は237ページになりますけれども、住宅リフォーム。執行率が大幅に低いと思うんですけども、要因は何なのでしょう。

#### ○飯田都市計画課長

住宅リフォームなんですけれども、昨年の内容といたしましては30件の申請を受けているという形になります。

執行率についてなんですけど、予算としては500万円という形になっておりまして、実際の補助として交付した金額は272万8千円という形になっておりまして、執行率としては54.5パーセントということなんですけれども、こちらは国の補助金を利用いたしまして、補助の方を交付させていただいているところでございます。国の補助金が毎年、満額で付くわけではなくて、そのうちの一部という形で国の補助金の内示を受けているという形になります。平成30年については56万3千円、こちらを国庫補助という形で受けておりますので、そちらでできる内容ということで30件、執行したところでございます。

#### ○桜田委員

予定件数が50件で、申請が30件あったという実績でございましてけれども、住宅リフォームは本当に希望者が多いような感じがします。まちを歩いていても、結構、今リフォームをやっていますよね。

実績が上がらないということは、どこかに問題があるのかなと思うんですけども、例えば制度が面倒くさいとか、あるいは広報活動が不足しているとか、その辺についての考えはありますか。

#### ○飯田都市計画課長

執行が50件に満たないということは、先ほど言ったような補助金の金額で、ある程度決めさせていただいた中で、件数も30件ということで募集しております。ですので、その件数に達した段階で募集は終わりという形を取っているのですが、内容としてはそういう形になっております。ですので、それ以降、それ以上に例えば要望があったとしても、そこでおしまいという形になるので、それが30件だったということになります。

#### ○桜田委員

分かりました。

次に、決算書177ページ、説明書241ページ、住宅耐震化促進事業費なんですが。

これも予算に対して決算額が本当に低いなど。これもさっきの問題と同じですけども、関心はあるんでしょうけれども希望者が増えてこない。その辺をどのようにこれから改善していこうと思っていますか。

**○飯田都市計画課長**

住宅耐震化の関係なんですけれども、補助の内容としましては、住宅の耐震診断の方が必要なことと、それに対しての住宅の改修という形で、補助金の方が組み込まれている内容になります。

例えば診断等につきましては、広報やホームページ等で周知活動は行っているんですけども、金銭的にもかかってくる部分がありますのと、あと耐震ということになるので、地震等があった際というのはそういう要望が多いんですけども、地震件数が少ないと、なかなか件数が伸びないという形になっております。今後もそういった広報活動等で、耐震化を図っていただいて備えるというような考え方を持っていただけるように努めたいと思っています。

**○桜田委員**

事業の成果の中に3件、八街市危険ブロック塀等除去とありますけれども、主にどこが主導して行われた事業でしょうか。例えば学校関係とか、いろいろ。

**○飯田都市計画課長**

申請人ということですかね。個人にいただいていますけれども。

**○桜田委員**

個人から。

**○飯田都市計画課長**

はい。

**○桜田委員**

学校関係でも、危険ブロック塀についてはいろいろ点検をやっていると思うのですが、令和元年度、それに対する実績というのはなかったんですか。

**○飯田都市計画課長**

すみません。学校関係は、この補助金の直接の対象とはまた別になってしまうので、ちょっとこちらの方では把握しておりません。

**○桜田委員**

次に、決算書177ページ、説明書243ページの自転車駐輪場問題でございますけれども。

この問題は昨日、丸山委員の方から掘り下げた質問がありましたので、私の方は1点だけお伺いしたいんですが、いわゆる不法投棄の撤去、これはどのようになっているか。

**○和田都市整備課長**

お答えいたします。

不法投棄といいますか、自転車整理区域内、駅周辺、榎戸駅と八街駅の周辺なんですけれども、そこに放置されている自転車につきましては、日々、パトロール等の中で、あと情報等

の提供によりまして、自転車が放置してあるよという情報があれば、市の方で撤去、保管させていただいて、一定期間、6か月になりますけれども、八街市の保管場所のところで保管させていただきまして、その間に警察の方に盗難届が出ていないですかとか、あと防犯登録の方から所有者を確認させていただいて、ご連絡を差し上げたりとか、そのような手続を取りまして、それでもなおかつ取りに来ないような場合につきましては、6か月経過後、入札という形で、千葉県内の古物商の資格を持っている業者さんに払下げというような形での処理をさせていただいているところでございます。

**○桜田委員**

次に、決算書179ページ、説明書244ページですが、これも決算額が50パーセント以下になっていますけれども。

工事着手前の申請件数と、工事着手後の申請件数は分かりますか。

**○山田委員長**

答弁は出ますか。

**○飯田都市計画課長**

被災住宅の関係でよろしいですか。

令和元年度の内容といたしまして、昨年の9月議会のときに補正させていただいたんですけれども、その段階では件数としては1千600件分の修繕費用という形で予算措置させていただきまして、令和元年度としては129件の交付確定というところになっております。補助の額としましては2千277万8千円、こちらの方が交付した金額になっております。

**○桜田委員**

実は、この制度の執行状況をいろいろ調べてみたんですが、どこの自治体もすごく低いんですね。というのは、制度にやっぱり問題があるんじゃないかなと僕は見ていたんですけれども、この事業は今言ったように工事着手前に申請する方式と、工事完了後に申請する方式がありまして、どちらもメリット、デメリットがあるわけですね。工事が終わった後に申請すれば、幾らかかりましたと報告して、手続をすればいいわけですけど、事前にやると、いろんな手続がいっぱいあって、踏んでいかないとできないと、そういう制度になっているんですね。

それと同時に、私も実態調査をしたんですけれども、今回の台風15号、19号では、主に被害を受けたのは駐輪場とか駐車場の屋根、カーポート。カーポートがすごくやられている。あるいは物置ですね、これが飛ばされて、結構、件数が多かったんですけれども。そういうのはやっぱり利用対象になっていない。そういうことで、利用者が少なかったのかなと思うんですけれども、その辺について、どのように考えていますか。

**○飯田都市計画課長**

被災住宅の修繕の緊急支援事業については、国費及び県費、そちらの方も利用した中で補助金を交付しております。そちらの要綱の中で、補助の制度対象としては屋根の補修と外壁の補修及びそれに伴うものということで規定されておりまして、市の補助金の方も同じような形で対象としております。ですので、委員がおっしゃっているような、それ以外の物置とか、

駐車場の屋根とか、そういったものは今回の事業では対象にならないということになります。

#### ○桜田委員

対象となる修繕工事というのは、日常生活に必要な場所と限定されたので、なかなか使い勝手が悪かったと、そういうことだろうと思いますけれども。

#### ○市川建設部長

すみません。説明の方が不足しておりました。

こちらの方につきましては、事業完了後、要は実績報告を出した段階で補助金の交付となります。その関係で、昨年度につきましては、先ほど担当課長からありましたが、129件、2千277万8千円という形でございますが、その後、今年度に入りまして事業が完了したということで、7月末までの間に469件が完了しています。こちらの方の費用としては8千245万9千円かかっています。まだまだ事業完了していない方がいまして、その都度、担当課の方にご相談いただきながら、事業の方を執行しているところでございます。こちらにつきましては、できる限り、親切丁寧に説明しているところでございますが、先ほど委員がおっしゃったとおり、あくまでも住宅の屋根等がメインでございます。カーポート等につきましては対象外となっておりますので、ご理解いただければと思っております。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○小川委員

それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目でございますが、決算書171ページ、説明書228ページ、道路維持修繕事業費について、お伺いいたします。

応急対応業務ということで、字を読めば何となく想像はつくんですけども、詳しく具体的に事業の内容を教えてください。お願いします。

#### ○中込道路河川課長

こちらは災害等の応急対応業務ということで、平成29年度内で新設させていただいた事業なんですけれども、内容的には緊急的に補修が必要なもの、そのままにしておくとか事故につながるとか、そういうものに対応しております。

令和元年度におきましては6件、飛び砂による土砂の撤去が1件、排水管・水路等の破損による緊急対応が2件、側溝蓋の脱落等、これは側溝蓋にがたつきがあって、跳ね上がって、車が破損した事故がありまして、特に道路の真ん中等を走っている側溝なんですけれども、危険がある場所について、3件ほど対応しております。

そのほかに、令和元年度におきましては台風17号、19号、あと大雨への対応業務としまして補正対応していただきまして、56件の業務に対応しております。

#### ○山田委員長

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時09分)

## ○山田委員長

再開します。

執行部の皆様に申し上げます。答弁の際は大きな声で、はっきり分かりやすく答弁していただきますよう、よろしくお願いいたします。

富谷商工観光課長より発言を求められていますので、これを許します。

## ○富谷商工観光課長

先ほど小澤委員の方から、創業支援について、昨年度は何名の方がいらっしゃいましたかというご質問でございますが、1名でございます。

続きまして、小高委員の方からご質問のありました、千葉県シルバー人材センター連合会、また全国シルバー人材センター事業協会に負担金を払うことでどういったことがあるのかというご質問でございますが、こちらは負担金を納めることにより、こういった機関から情報誌などによる情報提供はもちろんございますし、こちらに負担金を納めることによりまして、国からシルバー人材センターへの補助金による支援、そういったものが受けられているところでございます。

最後に、京増委員からシルバー人材センターの方で昨年のけがの件数ということでございますが、こちらは2件ございました。内容はいずれも骨折ということでございます。こちらは全て保険での対応で、治療の方を行っております。

以上です。

## ○山田委員長

引き続き、歳出7款土木費の審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。

## ○小川委員

先ほどの応急対応業務については理解できました。ありがとうございました。

続きまして、台風15号、19号、また10月25日の大雨、このときの業務を1つずつはちょっとあれですから、お聞きしませんけれども、土のうを3つの台風、大雨のときにどのぐらい使われたのか、教えていただきたいと思えます。

## ○中込道路河川課長

土のうに関しましては、昨年度は特に台風の関係で屋根の瓦が飛ばされた方のブルーシートなどととも配布いたしましたので、配布した量としては多くなっているんですけども、ただ、去年は自衛隊の方に土のう配布に協力をいただいたりしていますので、うちの方の道路河川課の量としましては、約1万2千袋と把握しております。

## ○小川委員

ありがとうございました。

私は道路河川課も非常に防災課と類似しているような課だと思うんですね。本当に有事、自然災害ですよ、台風、地震、強風ですとか、そういうことで道路が非常に、安全な道路を維持するのは大変だと思うんですが、そのときに職員の皆様の業務体制というんですか、例えば夜中に台風が来る、八街市近辺に上陸する、そういったときに職員の皆様はどのような

対応、対策を。例えば課に詰めるとか、いろいろありますよね、その辺の業務の内容を、ここは大事なところなのでお聞きしたい。

○山田委員長

小川委員、質問が一般質問になっておりますので、質問の内容を変えていただくようお願いいたします。決算書にのっとして質問をお願いいたします。

○小川委員

ここは道路維持修繕事業費の中で災害時に緊急対応が必要になるということで、概要に出ていますので、ここはちょっと委員長、お聞きしたいところです。よろしくお願ひします。

○中込道路河川課長

緊急対応につきましては、災害対策本部が設置されるときには災害対策本部の中での対応となりますが、それ以前に台風が接近しそうだとか、警報が出そうだという場合には、道路河川課の方で班体制をつくっておまして、必ず、そういうことが予想される場合には1班か2班が出勤して、その状況に応じて応援をまた呼ぶという体制を取っております。

すみません。あと、先ほどの小川委員の台風の応急対応業務の中で私は17号、19号と申しましたが、15号、19号の間違いですので、訂正させていただきます。

○小川委員

もう一つ、例えば道路河川課に職員が何名いるか、ちょっと私は把握していないんですけども、対応しきれないときには共助じゃないですけども、庁内で助け合いじゃないですけど、ほかの課から緊急的にお手伝いに来てくれる、そういう体制はあるんですか。ちょっとその辺をお聞きしたいです。

○中込道路河川課長

先ほども申しましたとおり、災害対策本部が設置されれば当然、全庁的な対応になりますし、それ以前でも必要であれば建設部に応援体制をいただいたり、ほかの部も交えて全体的な応援、協力をいただいております。

○小川委員

どうもありがとうございました。

続きまして、決算書179ページ、説明書244ページ、被災住宅修繕緊急支援事業費について、お伺いします。

579件の申請で、実績報告があったのは129件、被災住宅修繕緊急支援補助事業を実施したとありますけれども、これは継続事業になってはいますけれども、進捗状況をお聞きしたいんですけども。

○飯田都市計画課長

お答えします。

進捗状況ということで、令和2年度の内容になるんですけども、交付の確定の件数としましては469件で、補助の金額としては8千245万9千円、こちらの方を交付しているところでございます。

○小川委員

大変失礼いたしました。ありがとうございました。

3つ目でございます。公園緑地管理費について、お伺いしたいと思います。説明書が247ページ、決算書が179ページです。

修繕料のところにはトイレ、フェンス、街灯、遊具等の修繕とありますが、ちょっと私の中では、けやきの森公園の中の蛇口の破損ですとか、中央公園においては、パトロールをやらせてもらって、そういったところもパトロールしていますので、そういう情報が入ってきたんですけど、その当時、老人福祉センターの前は中央公園でよろしいんですかね、そちらのトイレの天窓なんかも割られていたときがあったんですけど、今、いたずら等、破損等はどのような状況か、お聞きしたいんですけど、よろしくお願ひします。ありますか、破損は。

#### ○和田都市整備課長

各都市公園、それから児童遊園、その他、帰属された公園、いろいろあるんですけども、その中で、やはり大きなトイレが設置されている公園ですと、中央公園ですとか、けやきの森公園ですとかというところには多少のいたずらは年に数件出ておまして、その都度、修繕の方をさせていただくというような状況でございます。まだ多少壊れているような天窓ですとか、そういうところは応急修理をさせていただいて、プラスチック等の透明板を張ったりとか、そのような簡易処置はさせていただいておりますが、予算の範囲内で優先順位を付けながら修繕の方を進めてまいりたいと考えております。

#### ○小川委員

ありがとうございます。

けやきの森等にはロータリークラブに防犯灯とかをトイレの前に設置していただいていますので、非常にいいと思います。本当にトイレを何で割るんでしょうかね、トンカチか何かの固いもので割るんでしょうかね、キンカクシの部分とかね、割られちゃっているんですから、非常に……

#### ○山田委員長

小川委員、質問がございましたら簡潔に。あと、令和元年度の決算書に基づいた質問をお願いいたします。

#### ○小川委員

そうですか。

今年度につきましては、いたずらはないということによろしいでしょうか。

#### ○和田都市整備課長

すみません。修繕、いたずら等はあったかということでございますが、お答えといたしましては数件程度あったということでご回答させていただきます。

#### ○小川委員

ありがとうございます。引き続き、公園は市民の皆様の憩いの場所であったり、犬の散歩、それから健康維持に対して非常に、今のコロナ禍でも公園はオーケーということですので、公園に行く、また都市整備課にとって、公園というのは注目度が高いですので、けやきの森もきれいに高木のせん定をしていただきましてありがとうございました。

以上でございます。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○桜田委員

では、1点だけ質問いたします。

決算書181ページ、説明書259ページの住宅維持管理費なんです。

現在、市の所有している戸数が420戸、この中で309件の修繕を行ったとありますけれども、ちょっと異常な感じがするんですが、内容は何なんですか。

○飯田都市計画課長

住宅の修繕の内容なんですけれども、主なものとしては長谷団地と九十九路団地、こちらの方で新規入居を募集しているんですけれども、入居が決まった段階で修繕として畳を入替えたりとか、ふすまを変えたり、内装を変えたり、そういったものがありますので、こちらの方の維持修繕が主なものという形になってきます。

○桜田委員

執行額が629万円ですよ。309件だから、約2万円ぐらいに平均するようになりますけれども、309件、何か特別なことを多くの団地でやったという内容なんですか。

○飯田都市計画課長

1部屋を例えば修繕する場合なんですけれども、先ほど言ったような内容の幾つかの更新がございまして、その種類ごとにお願いと。最初にお願した段階では不足している部分が出たりしますので、それをまた追加という形で、変更という形で対応する、そういった内容になってきます。

○桜田委員

これだけ修繕費がかさんでくると、今の八街の市営住宅の実態からすると、ある程度やむを得ないのかと思いますけど、抜本的に考えるような時期に来ているように思うんですけれども、一応質問を終わります。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○小向委員

1件お伺いいたします。

決算書の181ページ、宅地造成地内公園緑地管理業務について、お伺いいたします。

宅地造成地内公園というのは、どのような公園を指すのでしょうか。

○和田都市整備課長

宅地造成地内公園ということで、今回、管理業務にさせていただいておりますけれども、4

か所、プロムナードヒルというところと、あと東吉田の白幡地先の公園、それから希望ヶ丘の中のガーデンタウン・ロイヤルというところ、それから希望ヶ丘の中の若干の公園になってございます。

ここにつきましては、それぞれ都市計画法の開発行為による基準がございまして、その中で3パーセントの公園緑地を確保するというようなことになってございまして、市の方に帰属された公園内の緑地の管理、草を除草したり、そのような委託の方をかせさせていただいているところでございます。

#### ○小向委員

ということは、もともとは民間が開発した宅地に法律の基準を満たすために作った公園で、その後は市が管理しているということでしょうか。

#### ○和田都市整備課長

開発による帰属公園というのが市の中に123か所ございます。一番大きいものが東吉田の白幡というところで1千890平米、一番小さいものであれば榎台というところで41平米等々、様々な面積のものがあるんですけども、基本的には開発協議のときに事業主ですとか、もし自治会ができれば、そこで管理の方を協議して、協定書の中に記載させていただいて、地元の方で管理していただくことをお願いしているところでございます。

そのほか、どうしても草がなかなか刈れないというようなところにつきましては、今後、市民協働ですとか公園サポーター制度等も視野に入れながら、ご協力を得ながら管理運営させていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○山田委員長

ほかに質疑は。

#### ○加藤委員

決算書の181ページ、説明書の250ページです。

説明書の一番下に、市営住宅維持管理のための清掃業務等の委託件数9件で985万758円というのがあります。清掃業務等で1件あたり約100万円近くも。これはどういう内容のことでしょうか。

#### ○飯田都市計画課長

こちらの委託の内容ということですが、富士見団地の雑草除去とか、そういった内容が主なものでございます。

#### ○加藤委員

雑草業務が主で985万円という数字は理解できませんけれども、もうちょっと説明をお願いします。

#### ○飯田都市計画課長

ちょっと説明が足りなくてすみません。富士見団地だけではなくて、ほかの市営住宅の雑草除去の関係を全て含めた内容になってきます。

#### ○加藤委員

ちょっとしつこくて申し訳ないですけど、これは何平米ですか。ほかの団地もあるというこ

とですけど、雑草でこんな金額というのは大変なことですよ。

○飯田都市計画課長

今、面積等の詳細な資料を持っていないので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○新見委員

決算書171ページ、説明書225ページ、道路境界確定費。

令和元年度に約1千300万円の予算を付けていますが、執行金額、決定金額は約400万円で3分の1なんです。実績が3か所だけ。もっとほかに測量する場所があって、1千300万円の予算を計上したと思うんですが、どうして3か所で終わってしまったのでしょうか。よろしくをお願いします。

○中込道路河川課長

この委託料に関しましては、ほぼ道路台帳補正業務で、約1千万円近くかかっております。去年は災害の関係で発注等が遅れたのと、あといろいろと、排水系統の電子作業化等の追加もありまして、年度内に完了しなかったものですから、約693万円を繰越しております。それによって令和元年度の決算額は、委託料に関しましては、道路台帳補正業務の693万円全て繰越しておりますので、令和元年度の決算額としましては用地測量業務3件分の360万円だけとなっております。通年ですと、未登録路線の用地測量業務も予算化してあったんですが、令和元年度におきましては未登記処理は行っているんですけども、測量業務を伴うものがなかったので、通常の測量業務3件のみとなっております。

○新見委員

ありがとうございます。

台風等々で測量もなかなか進まなかったのかと思うのですが、八街市はあちこちに未確定な土地があると聞いております。しっかり確定すれば道路幅を広げることもできて、歩道を安心して歩ける、通れる歩道もできると思いますので、早急によりしくお願いします。

○山田委員長

ほかに質疑はございますか。

○小菅委員

1点ほど質問させていただきます。

決算書175ページ、説明書235ページですが、都市施設管理費の中の防犯カメラについて、お伺いいたします。

この中で、保守業務ということで67万円、また賃借料で9万円が計上されております。八街市では今現在、市が管理している防犯カメラというのは何台あるのか、お伺いいたします。

○和田都市整備課長

都市整備課所管の防犯カメラの箇所に限ってしまうんですけども、賃借料ということと、防犯カメラシステムの保守業務、こちらが決算の方に載っているところですけども、防犯カメラといたしましては八街駅で2台ございます。それから、八街駅内の自由通路の中に1

0台ほどございます。それから、榎戸駅の自由通路にも9台ほど設置されているということ  
でございまして、そのほか、自転車駐輪場の箇所につきましても、こちらは八街駅前広場、  
八街の駐輪場になりますけれども、そちらの方で29台、それから公園の方につきましては  
6台ほどの防犯カメラを設置させていただいているところでございます。

○小菅委員

分かりました。かなりの数が設置されているということです。

そういった中で、防犯カメラそのものの本体が壊されたというような事案があるのかどうか、  
お伺いいたします。

○和田都市整備課長

今のところ、こちらの方としては把握してございません。

○小菅委員

それともう一点ですが、防犯カメラのデータの活用についてですが、昨年度の犯罪捜査に使  
われた件数が、事案があるのか、お伺いいたします。

○和田都市整備課長

昨年中にそういう協力の事案があったということで、そこは把握しているんですけども、  
件数につきましては今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○山田委員長

ほかに質疑は。

○加藤委員

先ほど私が質問したことがちょっと解明できました。決算書183ページ、13節の委託料  
が9件あります、9種類あります。この金額と、説明書の250ページの数字が合いますの  
で、草だけじゃなくて、決算書183ページの委託料に入っている9種類全部でこの金額  
だったと。

ただ、1つ解せないのは、成果の説明書の250ページと252ページをちょっと見てくだ  
さい。ここに同じものが掲載されているということです。部長、ご理解できましたか。これ  
をちょっと後で説明してください。お願いします。

○山田委員長

答弁はすぐできないですか。

○加藤委員

後でいいですよ。

○山田委員長

では、質疑を続けます。

○小高委員

同様のページで決算書183ページ、主要施策の成果では252ページですが。

九十九路団地、また長谷団地、朝陽団地、交進団地等はまだまだかなり多くの世帯の方がお住ま  
いになっている状況が続いておりますが、富士見団地は広大な敷地の中に2世帯、また榎戸

団地の方は2世帯だったりしているわけですが。土地の有効活用とか費用対効果、以前にも質問等があったわけですが、令和元年度はこれらの土地、またこういう状況に対して、どういふうな検討、話し合いがなされてきたのか、お伺いいたします。

#### ○飯田都市計画課長

市営団地、市営住宅の土地の利用ということですが、現状の中でいいますと、まだ廃止という形で皆さんがいらっしゃらなくなったという形が取れていないので、一部空いている土地等もございしますが、例えば先ほどの富士見団地でいいますと、1棟の解体を行いました、そちらの方は一部が空きましたけれども、全体としては先ほどの2棟が残っておりますので、そちらの方がこの先どのようなことになるかというところが確認できた段階で土地の利用も考えるというような考え方をしております。ほかの団地につきましても現在まだ入居中というところがございしますので、入居の方が退去と、そういった形が進んだ段階で、土地の跡地利用については考えるというような内容になります。

#### ○小高委員

住んでいる方のことを考えれば、そういうふうになるのは、考えるのは、ごくごく普通だと私も思いますが、富士見団地を見ても、たくさんあったところが今は更地になっていて、草が生えて管理して、管理費が発生している状態が数年来続いております。入居者の人と、やっぱりしっかりとした計画の下に、令和元年度も入居者の方々、また行政としてもどう利用するべきかということで、しっかりとした指針を持たなくてはいけない。市民に対して、普通、民地でしたら当然、税金が上がるころですが、行政財産ですので有効活用しなくちゃいけないというのは理解していると思いますが、ぜひとも令和元年度はそういう結果に終わりましたが、早急に対応、また検討していただきたいと思います。

以上です。

#### ○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

#### ○木村委員

では、1件ほど質問させていただきます。

決算書173ページ、説明書233ページになりますけれども。

冠水防止ということで、道路の排水対策ということで工事されているんですけれども、94件、176筆、12万864.42平米、これだけの排水路の借地契約をしたということなんですけれども、どのエリアを。94件と、広いんですけれども、エリア的にはどの辺をやられたのか、教えていただければと思います。

#### ○中込道路河川課長

八街市の流末となっているところなんですけれども、まず滝台地区、上砂地区。それから富里市や佐倉市で八街市に入り込んでいる谷津部分、地籍としては佐倉市とか富里市になっている、谷津で入り込んでいる部分。あとは東金市も入っています。それから東吉田、文違、榎戸、沖地区も。八街市の流末となるころ、水路等があふれそうところで、休耕田を借りているところが主となっています。

○木村委員

ありがとうございました。

治水工事だとか、かなりいろいろとやっておられて、このエリアの土地と契約して冠水の軽減を図ることができたということなので、大体どの程度の効果が現れるのか、その辺のところの効果の予測とかはされているのでしょうか。

○中込道路河川課長

どの程度ということは、ちょっと具体的には言えないんですけども、流末のところを借地することによって、下流の市町村等への影響等を軽減していると考えております。

○木村委員

ここで流末排水ということでためて、下流には一度に流れていかないようにするという工事と。

それと同時に、冠水箇所の緩和もあると思うんですけども、これの今までの効果というか、膝まで浸かっていたのが足首ぐらいになったとか、そういう感じの効果はどの程度を見ているんですか。車が通れなかったところが通れるようになったとか。はっきり見えないでしょうけれども。

○中込道路河川課長

木村委員のおっしゃるとおり、流末だけでなく、部分ごとの冠水対策等にも借地しています。また、流末がない箇所において、道路冠水する箇所においては、隣接地を借りたりして、軽減に努めているところでございます。

○木村委員

この工事によって、これから発生するであろう台風、また大雨災害に対して効果が出ればというふうに期待しております。ありがとうございました。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○和田都市整備課長

先ほど小菅委員からご質問のありました防犯カメラのデータについて、何件ほど照会を回答したかということでございますが、昨年度につきましては警察の照会によりまして2件ほど回答させていただいたということでございます。

○市川建設部長

大変申し訳ございません。先ほど加藤委員から、成果の説明書の250ページと252ページが重複しているのではないかとということでご指摘がございました。調べましたところ、確かに重複しておりました。252ページ、下から3行目、市営住宅の維持管理のため清掃業務等の委託件数9件、985万758円と書いてありますが、こちらは誤りでございますので、おわびして訂正させていただいて、削除の方をさせていただければと思っております。後ほど関係各課の方には正誤表の方を回させていただきたいと思っておりますので、まずは委員の方におわびするとともに訂正いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

○山田委員長

質疑はありますか。

○丸山委員

171ページ、道路新設改良費について、お伺いいたします。

四区と一区の境界に一区1号線という市道が走っていますよね。一区1号線ではないですか。四区1号線か。黎明高校から役所の方に上がってくる道ですけれども。

50号線だそうです。ごめんなさい。間違いました。

ここの道路の工事がかなり長い間進まないような感じにいるわけですね。なぜこんなに長くなっているのか、令和元年度は本当にちょっといじっただけで、もう終わってしまったみたいな感じがするんですけども、一体いつまでやるのか、その辺についての計画はどうなっているのでしょうか。

○中込道路河川課長

確かに長い期間かかっておりますけれども、一応、前年度に片側路盤まで終わらしまして、今年度の工事で完成する予定でございます。

○丸山委員

今の道路状態というのは、新しくできた方が道路は高いんですね、旧来の道路は低い、段差があるんですね。あれは一体どうなさるんですか。道路形態がとんでもない道路になってしまう。どのような計画の下に、あの道路が造られようとしているのか。

○中込道路河川課長

一応、道路の高さにつきましては去年度が高くなっているところに合わせて、今年度、道路としては片勾配になるんですけれども、合わせて施工することになっています。

○丸山委員

そうしますと、片側の住宅がある方が低くなっていくわけですね、そういう道路形態になって、住宅地に水が流れ込むような。段差のあるところは、かなりあります。

もう4、5年近くやっているんですね。こんな道路の造り方はないだろうと。役所に行くのに利用する車は結構多いわけです。早くあそこは直らないのか、何であんなに時間がかかるのかという、市民の苦情が上がっております。

令和元年度の土木費の不用額が1億2千万円あったわけですね。本当に市民の利便性を考えた安全な道路を早期に建設していくという点では、こういった不用額を活用して道路整備してもよかったのではないかなと。大変不可解な道路で、納得いかないんですけれども、その辺についてはどうだったのか。

○中込道路河川課長

確かに年数としては期間がかかっているんですけれども、令和元年度の工事にしましても、災害を優先した関係で工期がずれ込んでおりまして、今年度に繰越して、今年度にかかって行っており、昨年度の工事は完了したところなんですけれども、今年度の工事をすぐ発注しまして、今年度末に完成させたいところでございます。

○丸山委員

今の高さの道路で、古い道路も高くするとすれば、反対側の団地に水が流れ込むのは分かっているわけですから、そういう雨水対策はきちんとやっていただくということで、よろしくお願いたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

会議中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 3時01分)

○山田委員長

再開します。

次に、歳出10款災害復旧費1項2項2目、4項1目の内公営住宅災害復旧事業費及び都市施設災害復旧事業費の審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○小澤委員

1点確認させてください。

決算書239ページ、成果の説明書が326ページ、道路橋りょう災害復旧事業費ですが。

昨年の台風15号、19号、また25日の大雨による災害復旧工事を行ったということですが、この工事については原状復帰なのか、今後もゲリラ豪雨といいますか、集中豪雨が起ることを想定して対策をした工事なのか、どちらの工事でしょうか。

○中込道路河川課長

15節の工事費に関しては、5件発注しております、水路等の現状復旧工事でございます。

13節の委託料は市道219号線の陥没箇所の測量業務や設計業務になりますけれども、ここについては既設の横断管が原因というか、関係等もありましたので、ボックスに替えて、今後、災害が起きにくいように改良した工事をしております。

○小澤委員

ありがとうございます。

今後も様々な災害が想定される中、また様々な破損箇所といいますか、復旧箇所が増えてくると思いますし、八街市全域での冠水対策も含めて、一部分だけ直してもということは当然あるでしょうけれども、全体の最適を考えながら、有効な工事といいますか、今後に備えた工事を今後も進めていただければと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。歳出10款に関する執行部は退出して結構です。委員の皆様は着座にてお待ちください。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時08分)

○山田委員長

再開します。

質疑を許します。

○小川委員

1件だけ質問させていただきます。

決算書345ページ、説明書401ページです。八街市下水道事業の下水道事業法適化移行事業費。

こちらで108万円ということで、地方公営企業法適用支援業務というのがあります。概要を見ますと、公営企業会計への移行ということになっておりますが、会計制度が変わりました利点をちょっと教えていただければと思います。メリットを。

○中村下水道課長

令和2年4月1日から公営企業ということで、既に変更しているところでございますが、この決算に関しましては移行業務ということで、メリットといたしましては現金主義の市会計ということで、歳入と歳出ということで、イコール、同じお金がある、そういったものでどいういった事業をしていくかということだと思っておりますが、公営企業に関しましては、現実的に持っている施設も価値として予算化というか、いたしまして、現実的にそれが執行されたところの中で減価償却ということで価値も下がってまいりますし、そういうものを費用化してお金を算出している中で、そういうものを更新したりする費用のために、そのお金の部分を見積もっておいたりとか、そういったものが細かく表記されるというか、そういう部分がメリットということでございまして、公営企業になったからといって補助金が増えるとか、そういった部分に関しては特にここはないんですけれども、明確になるという部分が一番のメリットと、うちの市の場合はそういうことになっております。

○小川委員

ありがとうございました。市民の公衆衛生の保持にご尽力をよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○小澤委員

決算書の347ページ、成果の説明書の404ページ、下水道使用料徴収費、ちょっと教えてください。

収納率が88.22パーセントということが書かれていますが、近年の推移と、88.22パーセントからさらに収納率を上げていくような取組というのは何かされていらっしゃるのでしょうか。

○中村下水道課長

収入は、下水道使用料の収入というか、そちらでよろしいですか、徴収率とか。

○小澤委員

はい。下水道使用料の現年分の収納率。

○中村下水道課長

今回88.2パーセントという収納率になってございますが、これに関しましては公営企業に4月1日から切り替わるということで、普通の特別会計とか市会計であれば出納整理期間ということで5月末までの期間がございまして、公営企業になりますと打切決算ということで3月31日で切らなければなりませんので、使用料に関しましては2月、3月分の検針と申しませうか、その費用がここに入っておりませんので、そういった意味で収納率が下がってしまった。これは去年と比較すると同等ぐらいの収納率になってございまして、入らなかった分というのは、令和2年度に特例的収入ということで収入がございまして、現実的には97パーセントぐらいの収納率ということでございまして。

○小澤委員

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、令和2年度の決算においては同じぐらいの97.8パーセントになるのか、今おっしゃった2月、3月分が合算されて、また数字が大きくなってしまおうのか、その点はどうなりますか。

○中村下水道課長

令和2年度決算になりますと、また同じように出納閉鎖というのがなくて、決算日というのが3月31日ですので、このぐらい、80パーセントぐらいというのが同じように続いていく形になろうかと思っております。4月からの収入と3月までの収入ということになりますので、2月、3月分というのは、また翌年、令和3年度に入ってきてまいりますので、今後ずっと4月から3月までの決算ということになりますと、収納率は88パーセントとか、同じような数字になろうかと思っております。

○小澤委員

となると、収納率のマックスの数字というのは幾つになるんですか。要は、88パーセントとなってしまうと、10パーセント以上、取れていないという話になってまいりますから。

1年間をトータルした数字としては、どういうふうに見たらいいのでしょうか。

○山田委員長

答弁できますでしょうか。

○中村下水道課長

普通の市会計と同じように5月の出納整理期間までを含めた見込みの数字という意味でしょうか、それとも公営企業として入らない部分、未収金というのがあるわけですけど、そういうものがある上でマックスどのぐらいになるかというご質問ですか。

○小澤委員

あるとすれば、ここの成果の説明になってしまうと、1年間の収納率が88.22パーセントという捉え方をしてしまうので、いつからいつまでの収納率ということにいただければ納得がいくかなと、そういう質問です。

○中村下水道課長

今回は移行期間に対して打切決算ということですので、ここに表記されている現年分の使用料というものが現実的には収入済とすれば、3月に収入ということで入ってきたものまでということになるんですけども、2か月ごとに検針しておりまして、そうすると2月、3月分の部分が4月に入ってくる形になってしまいますので、1月、2月分が今回ここに入ってくることになりまして、調定額というのは3月末に見込まれている調定が全部入ってくるということになりますので、調定に関するお金が全て、3月に入ってきていない。調定は、難しいんですけど、調定としては、見込みとして数字が上がっている費用としては、この金額なんですけど、最終的なお金というのは4月にならないと入ってこないの、必ずこういうことになりますし、ここで収納率として上がってきている部分には、滞納繰越があったりとか、そういうお金をいただけていない方も入っていますので、こういう収納率ということになってしまいます。

○小澤委員

分かりました。昨年度の決算ですと98パーセントを超えた収納率ということで表記されていますから、88パーセントとなってしまうと、おや、どうしたのかと、どうしても見えてしまいますから、すみません、次回以降の決算についても、ちょっとご検討いただければと思います。

それと、決算書349ページ、成果の説明書の408ページ。

こちらの収納率、受益者負担金なんですけれども、収納率は97.92パーセントということになっていますが、先ほどの下水道使用料の徴収費とは別の設定での計算になっているのか、その辺りを教えてください。

○中村下水道課長

受益者負担金につきましては、その事業が計画されて、今年度ここをやりますよといったときに枝線処理とか汚水樹という形で、そこをやるというのが確定した段階で土地の面積に対して負担額というのがかかってくるのです。負担区というのが6負担区ありますけれども、その負担区によって、一番初めの昭和52、3年ぐらいから始めた頃というのは、そんなに負担金が高なくて、平米440円とか。それ以降に関しては、計算すると平米610円というような負担額があるんですけど、これが平米にかかってくるので、そうすると事業が

計画されて、これをやろうという事業費も決定して、それをスタートしたときの額というのが決まるわけで、それはもう汚水柵が設置された段階で徴収と申しませうか、使用者の方に、受益者の方にお金をかけられますので、それは検針とまた違う形ですので、そういった意味では、これは普通に3月31日までに納められた分というのが徴収率として計算されます。

○小澤委員

ありがとうございます。

おっしゃっていることは分かりますが、少し分かりやすく明記していただくと非常に助かります。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。質疑はありますか。

○林(政)委員

1点だけお伺いします。

八街市も下水道の普及が大分なされてきたわけですけれども。

○山田委員長

ページ数をお願いします。

○林(政)委員

338ページの歳出の中に、下水道事業費というのがありますけれども。

下水道が建設されているわけですけれども、全体の中で工事費というのは、進捗率、下水道を整備していますよね、整備の進捗率というのは計画面積に対して、建設というのは現時点で、令和元年度時点でおおよそ何パーセントか。計画面積が約2千ヘクタールぐらいあったんですけど、今はそんなに、1千ヘクタールぐらいしかないと思うんですけど、それに対してどんどん順次整備してきて、今かなり整備してきていると思うんですけど、令和元年度時点でどのぐらい整備が終わったのか、その1点だけお聞かせください。

○中村下水道課長

下水道の計画というものの中の全体計画で1千30ヘクタールというのがあるんですが、八街駅と榎戸駅の用途地域部分を含めた鉄道沿いに区域としてある1千30ヘクタール、これに関して言えば、令和元年度末で27.8パーセントぐらいしか進捗としてはないわけです。

よく議会でも発表させていただいているのは用途地域と、都市計画決定区域の中で下水道課が今事業認可を取得して、現実的にその中で下水整備をしている部分、ここに関しましては82.7パーセントの進捗率ということになります。

ですから、下水全体の計画の中でどうなのかというお話になれば、今後も全体計画というの

をそのまま計画として続けていく中では、今現在27.8パーセントしか終わっていないということでございます。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○石井委員**

予算書347ページ、説明書にはちょっと記載がないので、決算書から行かせていただきます。

下水道使用料徴収費、中段の13節委託料、下水道使用料徴収業務、そして使用料の改定業務とございますけれども。

この2つに関しては、徴収と、そして使用料が改定されたということで、単価の変更ということなんでしょうか。いかがでしょうか。

**○中村下水道課長**

こちら下水道使用料改定業務というのは、消費税が改定されましたので、8パーセントから10パーセントに変わった、その部分について、下水道使用料の表記を変えるためにシステム上、いろいろなものを変更しなければなりませんので、その改定ということでございます。

**○石井委員**

分かりました。

その下の、令和元年度の台風15号による認定汚水排除料変更業務。なかなか見たことのない項目なんですけれども、この項目について、どのような内容なんでしょうか、質問いたします。

**○中村下水道課長**

こちらは台風15号による結構な長期間の停電で、下水が使用できなかった方がいらっしゃると思いますので、排除料というので減免するというような形ですね。現実的にその部分は実際にお支払いいただいているわけなんですけど、流していないわけですから、水道ですとメーターがありますので、お使いになればメーター換算でお支払いいただく形になるんですけれども、井戸の方というのは停電で井戸が止まっている場合に汚水を流せませんので、そこの部分に関して排除料の変更というか、減ずるという形で、委託業者のジェネッツの方にそういった部分を減額する手続を取るような、そういう業務を行ったものでございます。

**○石井委員**

全体に対して行った、いわゆる1つの業務なのか、例えば市民から要望とか、そういうのがあって、このような汚水の排除料ということを設けたのか、どのようなことなんでしょうか。

**○中村下水道課長**

こちらに関しましては下水道の区域内で井戸水をお使いになっている方々、結構、下水道区域内で停電が15号の際には多かったものですから、井戸水を使用されている方は全て使っていないだろうということで、下水の区域の井戸水をお使いの方に関して減免したという形

の業務でございます。

○石井委員

何件ぐらいですか。

○中村下水道課長

ちょっと今資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○石井委員

お願いいたします。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定についての審査を行います。

経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○角委員

1つだけ確認させてください。

法定耐用年数の超過率は今のぐらいなのか、教えていただければと思います。

○海保水道課長

すみません。手持ち資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

○小澤委員

私も1点だけ。

昨年度に水道の更新工事が行われているかと思いますが、箇所と距離、計画どおり工事が進められたのかという辺りを教えてください。

○海保水道課長

更新工事につきましては、昨年度は1か所で行いまして、水管橋の更新工事を行いました。

以上です。

○小澤委員

場所は。

○海保水道課長

場所は、すみません、文違になります。

○小澤委員

距離はどのぐらいか。

○海保水道課長

距離は23メートルです。

○小澤委員

市内の水道管の更新工事は大分詰まっているといいますか、切羽詰まった状況にあると思っております。ぜひ当初の計画どおり工事が進められるように、今後も鋭意努力していただければと思います。

以上です。

○山田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了します。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、水道事業会計決算書の2ページ。営業収益に関して、決算では7億8千986万7千630円あったという決算になっているわけですがけれども。

水道料金の滞納について、お伺いしたいと思いますけれども、どのぐらい現年度分、過年度分であったのか。令和元年度についての収納率はどうだったのか、お伺いいたします。

○山田委員長

答弁できますでしょうか。

○海保水道課長

まず、収納率から報告させていただきます。すみません、下水道同様、公営企業ですので3月31日で入金されたものまでになります。一応その後、調定分は入金されておりますので、8月末現在で99.74パーセントでございます。

あと、滞納者なんですけれども、一応、水道費用につきましては2年の時効がございまして、平成29年度分で99件の不納欠損を行いました。金額につきましては92万90円となっております。

○丸山委員

収納率は8月末で99.7パーセントだということなんですけれども、この間、不納欠損に至るまで、滞納者に対してどのような対応をされてきているのか、またどのような方が滞納されたのか、その辺についてお伺いいたします。

○海保水道課長

こちらにつきましては、ヴェオリア・ジェネッツという会社に徴収業務を委託しております。毎月、委託業者と職員が滞納者のお宅に参りまして、ご説明等をさせていただき、生活が苦しくて支払いがちょっと厳しいというご相談があれば、猶予等の対応はしているところでございます。

○丸山委員

さっき99.74パーセントということだったんですが、2年間で不納欠損処理をするということで、過年度分、前年度に関して残っている分、水道料金として支払われていない分に

については今どのくらいあるのか、その辺についてはどうでしょうか。

**○海保水道課長**

申し訳ございません。ちょっと数字の方を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○小高委員**

18ページからお伺いいたしますが、大木配水場の修繕費が令和元年度は何項目か、計上されております。私が知る限り、かなり配水場も老朽化してきているのではないかと思います。耐用年数がどのくらいだったかということが気にかかるわけです。その点、令和元年度はどのような見解を持ったのか、お伺いいたします。

**○海保水道課長**

大木配水場につきましては設置年度が平成8年度ということで、法定の耐用年数は過ぎております。しかしながら、こちらにつきましても維持管理等は適切に行っておりまして、今後とも使用していくところでございます。また、適宜、改修等も行っておりまして、継続して使用していく予定で考えております。

**○小高委員**

せんだって暫定井戸の話が出ましたが、令和元年度の時点で暫定井戸は問題なく、何本でしたか、稼働している様子が伺えるのか、伺います。

**○海保水道課長**

現在、暫定井戸につきましては7本ございます。こちらにつきましては今後もしもできる限り、水道課としては使用してまいりたいと考えているところです。

**○小高委員**

問題なく動いていたか。

**○海保水道課長**

問題なく使用しております。

**○山田委員長**

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了します。

**○中村下水道課長**

すみません。先ほど石井委員からお話いただきました汚水排除量の認定プログラムの改修、これが何件くらいあったのかというお話ですけれども、これに関しましては1千297件ございました。

**○石井委員**

金額は。

## ○中村下水道課長

井戸水をお使いの方の対象が1千297件ということでございまして、先ほどの業務委託費の中ではプログラムの改修業務もそうですし、併せて行っているのが、同じ件数に対してチラシの配布も行っております、これを合わせた費用でございます。

それと、小澤委員からいただきました徴収率の関係なんですけど、先ほどこちらでお話しさせていただきました調定と使用料の納入の関係でございますけれども、今回の令和元年度決算としては打切決算ということで77パーセントということになりますけれども、翌年度の決算はどうかというようなお話の中で、内容がちょっと違っております、前の年の2月、3月分が入ってきて、また2月、3月分が手前で切れますので、通常の98パーセントとかに徴収率は戻ります。ですが、非常に分かりにくいんですけども、調定は4月から3月であるにもかかわらず、使用料の検針のお金が入ってくるのが、前の月の分がずれて入ってきていますので、その部分に関してうまく合わせられるかというのは、ちょっと制度上、難しい部分がございますが、お金の入りに関しまして、徴収率としては通常の98パーセントぐらいになろうかと思えます。

それと、林委員に回答を差し上げました下水道の進捗率になりますけれども、私は先ほど82.7パーセントという進捗率を答弁させていただきましたが、これに関しましては用途地域が594ヘクタールあるわけですけども、さらに事業認可を取得した平米数に対して令和元年度がどれくらい進んだかというのが82.7パーセントでございまして、今、都市計画決定区域の中で594ヘクタールに換算しますと75.3パーセントの進捗率ということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

## ○海保水道課長

先ほどの角委員の法定耐用年数なんですけれども、有形固定資産、建物とか管とか、いろいろございまして、それぞれ年度が異なっております。基本的に、うちの方で一番問題視されている配水管、こちらの方は40年となっております。

## ○山田委員長

以上で、経済建設常任委員会所管事項の審査を終了します。

お諮りします。本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○山田委員長

ご異議なしと認めます。

ご連絡いたします。この後、会派代表者会議を開催いたしますので、関係者は第2会議室にお集まりください。29日は午前9時から、引き続き特別委員会を開催し、文教福祉常任委員会所管事項の審査を行います。

ご苦労さまでした。

(延会 午後 3時42分)